Ⅲ 家庭裁判所での面会交流事件と実務

棚村政行(早稲田大学教授)

1 司法統計から見た面会交流の実情

(1) 最近の婚姻中の夫婦事件及び子の監護に関する処分事件(新受事件)の動向

最近における全国の家庭裁判所での婚姻中の夫婦間の調停(夫婦関係調整調停事件)の推移を見ると、平成8(1996)年に、5万件を超えてから毎年増加し続け、平成15(2003)年には、6万2526件と過去最高を記録した。その後、平成20(2008)年に5万5935件と減少傾向を示していたが、平成21(2009)年には、5万7389件と前年より1300件程度増加した。東京家庭裁判所本庁は、ほぼ全国の傾向と同じような推移を示しながら、平成21(2009)年は、4146件であった。横浜家庭裁判所本庁も、平成21(2009)年は2532件であり、大阪家庭裁判所本庁も、2545件であった。婚姻中の夫婦間の調停事件で調停離婚した事案においては、未成年の子がいるケースが約7割もあり、潜在的に子どもをめぐる紛争を内在していることが少なくない。

子の監護に関する処分事件(新受事件)のうち、面会交流に関する審判事件は、平成 10(1998)年には、全国で、293 件であったのが、平成 15(2003)年には 638 件になり、平成 21(2009)年には 1048 件と増加の一途を辿っている。また、面会交流に関する調停事件も、平成 10(1998)年の 1696 件から毎年増加し続け、平成 21(2009)年には、6924 件と史上最高を記録した。平成 21(2009)年、東京家庭裁判所本庁は、審判 99 件、調停 537 件、横浜は、審判 64 件、調停 273 件、大阪は、審判 76 件、調停 470 件と、いずれも増加傾向を示している。

面会交流に関する調停事件の終局結果を見ると、全国の家庭裁判所では、平成 10(1998) 年には、成立率 42.3%、不成立 13.2%、取下げ 40.3%であったのに対して、徐々に成立率は上がり、平成 21(2009)年には、51.3%、不成立 12.9%、取下げ 31.7%になっている。これに対して、東京は、成立率 45.5%、不成立 17.8%、取下げ 32.3%、横浜は、成立率 45.0%、不成立 21.7%、取下げ 28.1%、大阪は、成立率 56.8%、不成立 15.7%、取下げ 24.1%となっていた。大阪本庁での成立率は、平成 14(2002)年に、59.9%という高い割合に達したが、その後 40%台に落ちたものの、平成 19(2007)年から 50%を超え始めた。面会交流に関する調停事件に対する調停委員、調査官、調停官、裁判官などの全体としての取り組みの成果が数字にも表れているようだ。

子の監護に関する処分事件(新受事件)のうち、養育費に関する審判事件は、平成 10(1998)年には、全国で、946件であったのが、平成 16(2004)年には 2151件になり、平成 21(2009)年には 2911件と増加の一途を辿っている。また、養育費に関する調停事件も、平成 10(1998)年の 1 万 213件から毎年増加し続けており、平成 21(2009)年には、1 万 8513件

と史上最高を記録した。平成 21(2009)年、東京家庭裁判所本庁は、審判 206 件、調停 877 件、横浜は、審判 121 件、調停 539 件、大阪は、審判 184 件、調停 871 件と、いずれも増加している。

子の監護に関する処分事件(新受事件)のうち、監護者の指定に関する審判事件は、平成 10(1998)年には、全国で、249 件であったのが、平成 15(2003)年には 645 件になり、平成 21(2009)年には 1088 件と増加の一途を辿っている。また、監護者の指定に関する調停事件も、平成 10(1998)年の 253 件から毎年増加し続け、平成 21(2009)年には、975 件と前年を 130 件も上回った。平成 21(2009)年、東京家庭裁判所本庁は、審判 107 件、調停 89 件、横浜は、審判 49 件、調停 39 件、大阪は、審判 102 件、調停 80 件と、いずれも若干の変動はあるものの、全体としては増加傾向を示している。

子の監護に関する処分事件(新受事件)のうち、子の引渡しに関する審判事件は、平成 10(1998)年には、全国で、254 件であったのが、平成 16(2004)年には 558 件になり、平成 21(2009)年には 886 件と増加しつつある。また、子の引渡しに関する調停事件も、平成 10(1998)年の 394 件から毎年増加し続け、平成 21(2009)年には、796 件と前年を 120 件 以上も上回った。平成 21(2009)年、東京家庭裁判所本庁は、審判 94 件、調停 42 件、横浜 は、審判 49 件、調停 53 件、大阪は、審判 64 件、調停 58 件と、いずれも若干の増減はあるものの、全体としては顕著な増加傾向を示している。

(2) 面会交流調停・審判事件の実相

全国の家庭裁判所での子の監護事件のうち、申立ての趣旨が面会交流である調停・審判事件(以下,面会交流調停・審判事件という。)の終局件数は、平成11(1999)年には、1969件であったが、平成21(2009)年には6349件と毎年増加しており、父親が申立人となっているのが、平成21(2009)年には66.8%、母親が申し立てたのは32.9%となっていた。婚姻関係事件のうち申立ての趣旨が離婚若しくは円満調整である調停事件(以下,夫婦関係調整調停事件という。)の終局件数が、平成21(2009)年には5万5901件であり、この事件類型では、母親が申立人となるのが68.2%であったのに対して、父親が申し立てたのが31.8%と対照的であった。子の監護事件のうち申立ての趣旨が養育費である調停・審判事件(養育費調停・審判事件という。)の終局事件数も、平成21(2009)年には1万7645件で、申立人が父親であったケースは34.4%、母親が申し立てたのが64.1%と母親が多かった。しかし、平成11(1999)年には、父親が申立人であったのは17.6%しかなく、母親が78.8%を占めていたのと比べると、最近は、父親からの申立てが増えており、不況やリストラ等による減額の申立て等も増えていることが窺える。

全国の家庭裁判所での子の監護事件のうち、申立ての趣旨が面会交流である調停・審判事件の終局結果は、平成 11(1999)年には、認容 3.1%、却下 2.6%、調停成立 54.5%、調停をしない 1.4%、取下げ 38.3%であったが、平成 21(2009)年には、認容 6.5%、却下 3.4%、調停成立 53.1%、調停をしない 1.5%、取下げ 35.2%であった。平成 22 年 10 月までの調

停成立率(速報値)は55.4%となり、低迷していた面会交流調停・審判事件の調停成立率は、ここ数年上昇傾向にある。

面会交流調停・審判事件(認容・成立)の終局内容については、平成 11(1999)年には、月 1 回以上は 46.8%、2、3 か月に 1 回以上 16.0%、 $4\sim6$ か月に 1 回以上 7.8%、長期休暇中 4.7%、別途協議 16.2%、その他 8.5%であったところ、平成 21(2009)年には、月 1 回以上は 52.1%、2、3 か月に 1 回以上 16.2%、 $4\sim6$ か月に 1 回以上 5.7%、長期休暇中 3.2%、別途協議 10.4%、その他 12.4%となり、具体的な回数や方法等の内容を具体的に指示したり定めるケースが増えていることがうかがえる。面会交流調停・審判事件(認容・成立)で、宿泊有りとされた割合は、平成 11(1999)年には 15.9%であって、増減はあるものの、平成 21(2009)年には 14.1%と $12\sim15\%$ 前後となっている。

面会交流調停・審判事件(認容・成立)の子の年齢別終局内容では、平成 11(1999)年には、0~5歳では、月1回以上は54.2%、2、3か月に1回以上16.4%、4~6か月に1回以上7.9%、長期休暇中2.6%、別途協議12.5%、その他6.5%であったところ、平成21(2009)年には、0~5歳は月1回以上は58.4%、2、3か月に1回以上18.4%、4~6か月に1回以上4.6%、長期休暇中1.1%、別途協議7.4%、その他10.2%となり、月1回以上とするものが多かった。これに対して、6~9歳になると、平成21(2009)年には、月1回以上は52.0%、2、3か月に1回以上15.9%、4~6か月に1回以上6.8%、長期休暇中4.1%、別途協議9.3%、その他11.7%となり、10~14歳では、月1回以上は42.0%、2、3か月に1回以上13.0%、4~6か月に1回以上6.5%、長期休暇中6.2%、別途協議15.4%、その他17.0%となり、小学校高学年から中学にかけて、子どもたちの塾や課外活動などの活動範囲が広がり、意思がはっきりしてくると、別途協議が増えてくる傾向がある。とくに、15歳以上になると、月1回以上は28.1%、2、3か月に1回以上8.8%、4~6か月に1回以上4.4%、長期休暇中3.5%と大幅に減少する傾向が強く、別途協議32.5%、その他22.8%が増えてくる。

面会交流調停・審判事件(認容・成立)の子の年齢別月 1 回以上の割合についても、0 歳から 6 歳くらいまでの乳幼児については、概ね高いが、就学後の 7 歳から減少し、中学生以降の 13 歳以上では 30%台に落ち込む。

(3) 面会交流調停・審判事件の審理期間・回数

調停・審判を通じた各事件の平均審理期間を見てみると、面会交流調停・審判事件は、 平成 11(1999)年には、5.5 か月であり、養育費調停・審判事件 4.0 か月、監護者指定調停・ 審判事件 6.1 か月、子の引渡し調停・審判事件 6.6 か月、夫婦関係調整調停事件 3.8 か月 であったのに対して、平成 21(2009)年には、面会交流調停・審判事件、6.2 か月、養育費 調停・審判事件 3.8 か月、監護者指定調停・審判事件 5.6 か月、子の引渡し調停・審判事件 5.6 か月、夫婦関係調整調停事件 4.0 か月となっており、大きな変動はないものの、面 会交流調停・審判事件が若干長期化の傾向を見せ、養育費調停・審判事件が審理期間が短 くなりつつある。調停・審判を通じた平均期日回数でも、面会交流調停・審判事件は、平 成 11(1999)年には、3.1 回であり、養育費調停・審判事件 2.5 回、監護者指定調停・審判事件 2.4 回、子の引渡し調停・審判事件 2.7 回、夫婦関係調整調停事件 2.8 回であったのに対して、平成 21(2009)年には、面会交流調停・審判事件、3.7 回、養育費調停・審判事件 2.6 回、監護者指定調停・審判事件 2.9 回、子の引渡し調停・審判事件 2.8 回、夫婦関係調整調停・審判事件 2.9 回となっており、やはり、全体として、面会交流調停・審判事件が若干長期化の傾向を見せ、監護者指定調停・審判事件や子の引渡し調停・審判事件の期日回数も若干増える傾向にある。

面会交流調停・審判事件(認容・成立)の子の年齢別の割合を見ると、平成 21(2009)年には、0~5歳が 43.4%、6~9歳が 34.0%、10~14歳が 19.6%、15歳以上が 3.0%と、9歳までが 77.4%と約 8割を占めていた。面会交流調停・審判事件(認容・成立)と養育費調停・審判事件(認容・成立) における子の年齢分布を比較してみると、面会交流調停・審判事件(認容・成立) は、3~7歳くらいの比率が高いのに対して、養育費調停・審判事件(認容・成立) についてはほぼ同じような比率で推移し、16歳頃から比率が低下している。

(4) 履行勧告事件からみた面会交流

履行勧告事件(子に関する調整)の終局件数では、平成 11(1999)年に、全件数は 478 件であり、これがほぼ毎年増加し、平成 21(2009)年には、1410 件と史上最高を記録した。そのうち、面会交流調停事件で義務を定めたものは 538 件であった。履行勧告事件(子に関する調整)の義務を定めた事件の割合では、平成 11(1999)年に、面会交流調停事件は 24.9% にとどまり、乙類以外調停事件が 59.0%を占めていたのに対して、平成 21(2009)年には、面会交流調停 40.6%、乙類以外調停事件 41.8%となっている。

この数字を見ても、面会交流調停事件は子に関する調整の困難な事件として、再三履行勧告の場面に登場していることがわかる。

履行勧告事件(子に関する調整)の終局時の履行状況でも、平成 11(1999)年に、目的を達したが 34.9%,一部目的を達したが 16.5%,目的を達しないが 41.6%であり,面会交流調停事件で義務を定めたものに限ると,目的を達したが 36.1%,一部目的を達したが 18.5%、目的を達しないが 40.3%であった。しかし、平成 21(2009)年には、目的を達したが 24.4%,一部目的を達したが 14.4%,目的を達しないが 44.8%であり、そのうち面会交流調停事件で義務を定めたものに限ると,目的を達したが 27.7%,一部目的を達したが 15.2%、目的を達しないが 40.7%であった。面会交流調停での履行状況では、目的を達した、一部目的を達した制合が減少し、目的を達していないケースが増えつつあることを示している。目的を達した割合が減少し、目的を達していないケースが増えつつあることを示している。目的を達しなかったケースでの権利者の意向をみると、平成 21(2009)年には、「しばらく様子を見る」が 46.6%、再調停申立てが 25.2%,その他・不詳が 26.4%であり,面会交流調停事件で義務を定めたものに限ると「しばらく様子を見る」が 50.1%、再調停の申立てが 22.5%,その他・不詳が 25.4%となっている。その他・不詳の割合から,面会交流事件では、父母の葛藤のために膠着状態に陥っているケースが少なくないことか窺える。

- 2 家庭裁判所における父母教育プログラムと面会交流援助
- (1) 大阪家庭裁判所における父母教育プログラムの取組み

筆者は、カリフォルニア州家庭裁判所サービスにおいて実施されている父母教育プログラムについて紹介をした¹。現在では、調停期日前のオリエンテーションとしての父母教育プログラムは義務化され、これを受講しない限り原則として調停手続の予約や利用が認められない。アメリカで、この父母教育プログラムは、当事者や紛争のタイプ、紛争のステージごとに、多彩なプログラムが用意され、かなりの教育効果をあげている²。

その後、1999 年 7 月から、大阪家庭裁判所で、面会交流が争点となる事件を解決に導く工夫として、父母教育プログラムの検討が進められ、家庭裁判所調査官が個々の事件処理を通じて、当事者に対して、子の監護等に関する法的知識や子どもの心理に関する助言を与える中で、効果的プログラムの作成と活用が行われるようになった3。

大阪家庭裁判所では、父母教育プログラムは、面会交流等の子の監護をめぐる争いをより適正かつ迅速に解決するために、当事者に対して体系的に整理された知識を提供し、これに基づいて当事者双方に働きかけるほうが効果的であるとして設けられた。つまり、家庭裁判所を「争いの場」から「子の福祉のための協働する場」へと枠組みを変化させることを目的とするプログラムである4。父母教育プログラムの実施ツールとして、リーフレットとガイダンス・ビデオを作製した。リーフレットは「面接交渉のしおり一面接交渉を長続きさせるために一」と題するもので、A4サイズのものである。内容は、面会交流を実施するにあたって監護親または非監護親が留意すべき事項のうち、啓蒙すべき最低限度のエッセンスを平易な言葉で表現したもので、たとえば、監護親には面会交流に出かける前と帰宅後の子への対応の仕方を、また、非監護親には、面会交流の時間、場所等の設定の仕方、実際の面会交流の際の留意事項などをそれぞれ示している5。

ガイダンス・ビデオの上映時間は、約 20 分間で、具体的には、①子の監護等に伴う法的知識の付与、②離婚によって子どもが受ける影響、③子の心の傷を少なくするために親ができること、④面接交渉についてという 4 部構成になっている。当初は、調停開始後の早い段階(第 2 回から第 3 回)で、調停委員会の了承をうることを条件としていた。しかし、調停委員会から要請があれば、相当回数を経たケースやすでに離婚した事例、調査の

¹ 棚村政行「子の監護調停における父母教育プログラム」ケース研究 243 号 24 頁(1995 年)。

² 棚瀬一代『離婚と子ども――心理臨床士の視点から』160 頁以下(創元社、 2007 年)参照。

³ 大阪家庭裁判所「面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み」家月 55 巻 4 号 111 頁(2003 年)。以下、「大阪家庭裁判所・研究報告①」と引用する。

⁴ 大阪家庭裁判所・研究報告①114 頁参照。

⁵ 大阪家庭裁判所・研究報告①116 頁参照。

過程での利用などへもバリエーションは広がっていった。

実際の事例では、夫婦間の感情が再燃し極度の緊張状態にあった非監護親が、裁判所内での試行的面会交流の前に、ビデオ視聴をすることで、混乱していた感情を整理することができ、試行的面会交流の実施が円滑に行われたケースがあった。また、監護親に対しても、裁判所が中立な立場から必要な教示を行うことで、安心感を与え、非監護親への不信感や面会交流への不安などを解消することができた6。期日間に当事者間で面会交流を試行的に実施した後の調停期日にビデオを視聴したことにより、期日間の面会交流の内容を客観的に見直し、子の福祉の観点に立って、当事者自身の言動等について反省を深めさせることができた。また、非監護親は、ビデオにおける子の福祉を害する場合には面会交流が認められない場合があることに反応し、過剰反応気味な態度を反省するケースも見られた。また、それまで養育費の支払いを頑なに拒否していたところ、その姿勢が若干和らぎ、冷静に耳を傾ける姿勢に変化した7。もっとも、非監護親の中には、頑なな態度を崩さず、ビデオを自分の要求を正当化する材料として使う傾向もうかがわれるケースもあった8。

しかしながら、ガイダンスや一応の試行的面会交流が実施できるケースでは、父母教育プログラムはそれなりの成果を挙げたが、子の虐待やDVがあり、紛争性が激しいケースでは、実施の可否や方法を含めて慎重に検討しなければならない⁹。

(2) 鹿児島家庭裁判所での取り組み

鹿児島家庭裁判所でも、子の監護の調停における絵本の効果的活用についての取り組みを開始した。もともと家庭裁判所の調査官が作成した絵本「あしたてんきになれ」(作・薩摩菜々、絵・永松美穂子)であって、ストーリーとしては、女の子「みさき」を主人公として、父、母、弟がおり、夫婦の仲が悪くなり、父が家を出てしまい、会えなくなってしまうが、最終的には母親も父と会うことを認めてくれるというものである10。絵本は絵と物語とを要素とし、読み手の感性に訴えかけるもので、再生機も必要としないため、実務でも活用しやすいと考えた11。この研究では、絵本を活用した夫婦関係調整事件、親権者変更事件、面会交流事件 17 例を取り上げ、調査官の調査や調整活動のための補助ツールとして使用した。ここでは、担当調査官がどの時点で当事者が子の視点に立つことができるか、どの程度子の心情を理解できるかを精査しながら、本書の活用の可否及び方法を具

_

⁶ 大阪家庭裁判所·研究報告①149 頁。

⁷ 大阪家庭裁判所·研究報告①150 頁。

⁸ 大阪家庭裁判所·研究報告①144 頁。

⁹ 大阪家庭裁判所・研究報告①153~154 頁参照。

¹⁰ 鹿児島家庭裁判所「シリーズ調停充実に向けた家庭裁判所の取組(2)—子の監護をめぐる調停事件での絵本の効果的活用について—「あしたてんきになれ」を用いた調査官関与」家月 59 巻 11 号 211 頁(2007年)。以下、「鹿児島家庭裁判所・研究報告」と引用する。

¹¹ 鹿児島家庭裁判所·研究報告 213 頁。

体的に検討する。とくに、①紛争の渦中にある子の心情に目が届かない場合、②離婚することに迷いがある場合、③面会交流が争点となっている場合、④子の様子に不安を感じている場合に活用する。事前に家事審判官の了解を得ておくことはもちろん、調査官も全体のイメージをきちんと把握し、調停委員にも目を通しておいてもらう。調査官と調停委員が当事者との信頼関係を築けていることが大前提であり、調停や調査の流れ、場の雰囲気を大切にして、使用の時期、方法を考える。当事者の性格に偏りがあったり、当事者の心情に余裕がないときは本書の使用は差し控える12。とくに、多くの事例で肯定的な効果がみられ、様々な場面での活用法が確認できた。絵本が持っている説得調でないところが、解決に直接結びつく特効薬ではないものの、自ら当事者が考える契機となることも明らかになった13。

(3) 千葉家庭裁判所松戸支部での取り組み

2005年9月から、千葉家庭裁判所松戸調停協会では、有志により、「夫婦別れを親子の分かれにしないために」というテーマでの家事調停における絵本ココの効果的活用を実証的に研究する「ココプロジェクト」がスタートした14。「ココ、きみのせいじゃない」という絵本は、1988年に Kyoko Bear 作の「It's Not Your Fault」という本で、子ぐまのココの両親が離婚を切り出し、子どものココの驚き、戸惑い、悲しみ、怒りなどを丁寧に辿りながら、両親がココにどのように関わったか、ココが両親の離婚を乗り越えるためにパパとママがどのような配慮や工夫をしたかがほのぼのとした美しい絵とともに具体的に描かれている15。この絵本の特徴は、物語の進行に合わせて、各頁ごとに下の欄に両親へのアドバイスや解説のコーナーがおかれている点にある。ココの物語を通じて筆者が伝えたいことは、両親が離婚しても子どもにとって親子関係は変らないこと、離婚を単に家族の崩壊と視るのではなく、新しい親子関係や家族関係のはじまりとして捉えるべきことである。全体的には、調停場面での絵本の活用には一定の効果があり、今後とももっとも効果的な活用の方法やタイミングを検討する必要があるといえよう16。

(4) 最高裁判所のDVDビデオとその活用方法

最高裁判所の事務総局家庭局では、2006 年 5 月に離婚や別居に伴う親権・監護の問題などで当事者助言用の DVD ビデオを制作した¹⁷。最高裁のDVDビデオは、離婚に伴う

¹² 鹿児島家庭裁判所·研究報告 244 頁。

¹³ 鹿児島家庭裁判所·研究報告 250 頁。

¹⁴ 千葉家庭裁判所松戸調停協会「シリーズ 調停充実に向けた家庭裁判所の取組(2) —夫婦の別れを親子の分かれにしないために」家月 59 巻 10 号 148 頁 (2007年) 参照。以下、「松戸調停協会・報告書」と引用する。

¹⁵ 松戸調停協会・報告書 151 頁。

¹⁶ 松戸調停協会・報告書 186~187 頁参照。

¹⁷ 武田大助=杉崎勝之「子どもの福祉の視点を当事者に気づかせるための『当

子どもの親権,監護権や離婚後または別居後の別居親と子どもとの面会交流の実施等をめぐって争っている当事者に対し、視聴させることを目的とする。ドラマや解説により、① 両親の離婚が子どもに与える影響、②両親の離婚紛争の狭間に置かれた子どもの心理、③ 両親の争いに子どもを巻き込まないための心構え等がわかりやすく解説されている。

この DVD ビデオは、DVD ビデオを視聴させた上で、調査官等が事案に応じた適切なアドバイスや助言を加えることにより、当事者の自分たちの紛争についての理解を促進し、調停での円滑な問題解決能力を向上させることが期待されている。具体的には、子どもの福祉を考慮した円満な話合いのきっかけ作りや、父母としての役割や態度の自覚を促すこと、各当事者の十分な納得を得ることなどを目指すものであり、いわば、「「争いの場」から「子どもの幸せのために協働する場」へ」と調停での当事者の紛争解決能力をアップさせ、問題解決への下準備とすることが意図されている18。

この DVD ビデオは、①ドラマ編・解説編(約 34 分)、②面接交渉編(約 14 分)及び③まとめ編(約 5 分)で構成されている。当事者にどの部分を視聴させるかは、事案に応じて適宜判断しなければならない。なお、ドラマ編は、9 シーンで構成されており、その解説編は、それぞれのシーンに対応する形で示されるが,上映方法としては、ドラマの全シーンを連続して上映した後に解説を上映する方法と、ドラマの各シーンごとに解説を織り交ぜて交互に上映する方法のどちらかを選択できる。また、面接交渉編も、9 シーンから構成されており、ドラマ編・解説編、面接交渉編ともに、必要なシーンだけを選択して上映することが可能となっている19。

最高裁が作成した DVD ビデオについては、精神的障害があるとか性格や人格に著しい偏りがある場合を除き、視聴前の導入的オリエンテーションや視聴後のフォローアップを適切に実施すれば、紛争の程度に関りなく利用できること、DVD ビデオの内容を全面的に否定したり拒絶する当事者はおらず、知識の付与や心構えを醸成する点ではかなりの効果が期待でき、問題解決につながった。しかし、この DVD ビデオの活用方法やタイミングなどについても検討が必要であり、とくに実施者に負担の少ない方法で視聴してもらえるような工夫が必要であろう。また、高葛藤や紛争性の激しいケースでは、当事者の障害となっている拘りや心理的要因を解消させる個別のプログラムが必要であり、この点も今後の課題というべきであろう²⁰。

事者助言用DVD』を制作しました」調停時報 163 号 45 頁(2006 年)。大阪家庭裁判所「シリーズ調停の充実に向けた家庭裁判所の取組(3) S 当事者助言用DVDビデオの家事調停事件での活用のあり方について」家月 59 巻 12 号 141 頁(2007 年)。以下、「大阪家庭裁判所・研究報告②」と引用する。

- 18 大阪家庭裁判所・研究報告②144 頁参照。
- 19 大阪家庭裁判所·研究報告②145 頁参照。
- 20 大阪家庭裁判所·研究報告②202 頁参照。

(5) 試行的面会交流の活用

試行的面会交流の第1の目的は、親子関係の調査又は面会交流の実現可能性等の見極め、 親子の交流の可否や具体的方法を検討することにある。もちろん、調停や調査面接でも、 手続を進行するうえで必要な情報収集をし、十分な情報が得られることは多い。しかしな がら、親子が実際に会ったときに、お互いがどのような表情・態度を示し、言葉を交わす かなどという交流の実情を客観的に把握できる点が一番大きなメリットである。

このほかに、試行的面会交流は、当事者の多面的な評価を可能にする面もある。たとえば、監護親からは、子は非監護親を拒絶するのではないかと考えていたり、拒否すると期待していたところ、実際の場面では、子が非監護親と円満に面会交流をしており、その状況を見て、子の真実の思いや非監護親の親としての重要性、必要性に気づかされることもある。子の監護をめぐる紛争の実質的当事者は子どもであり、子をめぐる情報を裁判所も当事者も知りシェアすることも大切である²¹。ただ、試行的面会交流は、子に心理的負担やプレッシャーをかけることもあり、メリット及びデメリットの双方を総合的に考慮して実施しなければならない。

まず、当事者にはすでに述べたように、家庭裁判所としての実施目的を十分に説明することにより、あくまでも裁判所が問題解決のために有益であり、必要であるということを評価判断して実施するものであって、当事者から求められたから行うのではないことを説明しなければならない。そうでないと、当事者が子に会えるか会えないかということばかりにとらわれて、解決すべき課題が当事者に見えなくなってしまう危険性がある。また、導入の際、監護親から拒否感、抵抗感を示されることが多い。ごり押しや力づくでの強引なやり方は好ましくない。拒否している監護親からは拒否する理由を丁寧に聞き出し、非監護親にはその理由を伝えたうえで、最終的には子のために何をすればよいかを理解し確認させることが重要である。面会交流は、本来、親子の交流や絆を強め、子のために実施されるのであって、力づくで実施したり、大人の紛争を子どもに持ち込むためのものではない。家庭裁判所は、あくまでも親子が共に楽しめ、記憶に残る時間とするために試行的面会交流を実施するのであって、お互いの信頼関係と最低限の協力関係を築くことが一番のポイントとなる²²。

以上のように、最高裁判所家庭局では、面会交流に関する補助ツールとして、当事者助 言用 DVD を制作し、全国の家庭裁判所に配布するとともに、その効果的な活用のあり方 についても工夫を凝らしており、横浜家庭裁判所相模原支部などでも、DVD の有効活用 により調停成立率が大幅にアップしたという研究報告もあった。また、すでに紹介した『あ

²¹ 広島家庭裁判所「子の監護を巡る紛争事件における家庭裁判所調査官の関与のあり方について」家月 57 巻 4 号 151 頁(2005 年)。以下、「広島家庭裁判所・研究報告」と引用する。

²² 広島家庭裁判所・研究報告 153 頁参照。

したてんきになあれ』『ココ、きみのせいじゃない』などの絵本も、家庭裁判所本庁、支部に配布され、効果的な活用がなされている。また、面会交流用のリーフレット「面会交流のしおり」も、面会交流の際の留意事項などが分かり易く記載されており、2009 年 2 月には、家庭裁判所における子どもの手続の概要を説明する「家庭裁判所における子どもに関する手続」も、各家庭裁判所だけでなく、日本司法支援センター、児童相談所、女性センター等の関係機関にも配布されている。

3-1 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング調査(その1)(東京・横浜)

2011年1月28日午後1時から5時まで、東京家庭裁判所19階会議室において、石川亨東京家裁主任家裁調査官、藤田奈緒子東京家裁調査官,鈴木俊也横浜家裁総括主任家裁調査官、濱野昌彦横浜家裁主任家裁調査官の4名にヒヤリング調査を実施した(別紙質問事項参照)。

(1) 面会交流調停事件・審判事件の動向

横浜家裁では、平成 11(1999)年に面会交流調停・審判事件の終局件数が 40 件であったのが、平成 21(2009)年には、224 件となり、平成 22(2010 年)10 月まででも 237 件(速報値)と、面会交流調停・審判事件が大幅に増えている。横浜家裁での面会交流調停・審判事件の増加率は人口増に比べても著しい。東京家裁、大阪家裁に比べると、これまでは、横浜家裁では弁護士が家事事件に関与する割合が少なかったが、最近では弁護士が関与する事件も増えているという印象である。平成 21(2009)年の夫婦関係調整調停事件の終局時件数も、平成 11(1999)年に、2009 件だったが、平成 21(2009)年には、2414 件と増えた。夫婦関係調整調停事件のなかで扱われていた事件(面会交流、監護者指定、子の引渡し)が別々に申し立てられる傾向もある。同一当事者による複数事件も少なくなく、紛争としては深刻なかたちになる。子育て世代の増加も背景にあるが、夫婦関係調整、婚姻費用分担、養育費、面会交流など個別化細分化よる事件増もあると思われる。

そのため、横浜家裁でも、面会交流事件に関して、調停委員に対してハンドブックを配ったり、研修会を開いたりして熱心に取り組んでいる。家事調停協会の研修では親子をテーマとするものが続いている。

横浜家裁でも、平成 21(2009)年には、面会交流調停・審判事件の終局事件で、父親の申立てよるものが 182 件で 82%、母親が申し立てたのが 41 件で 18%と父親が多く、当事者の年齢は 30 代、40 代が多い。横浜家裁では渉外事件もかなりある。

東京家裁でも、夫婦関係調整調停事件の終局件数が平成 11(1999)年に、3740 件であったところ、平成 21(2009)年には 4096 件と増加している。また、平成 11(1999)年に面会交流調停・審判事件の終局件数が 226 件であったのが、平成 21(2009)年には、452 件となり、平成 22(2010 年)10 月まででも 398 件(速報値)と、面会交流事件が大幅に増えている点は横浜家裁と変わらない。申立人は父親が 75%、母親が 25%の割合で、父親が申し立てるケースが多い。

夫婦の間の離婚紛争自体と子に関する紛争との相互の関係については、千差万別で、離婚そのものが争点となる場合もあるし、もっぱらお金のことが争点となる場合もある。典型的なパターンを言うのは難しい。しかし、面会交流が最初から別個に申し立てられるケースは多くはない。親権を希望していたが難しいということで申し立てる場合もあるし、当初は子どものことは争点となっていなかったが、財産的な問題が片付いてから子どもの問題に目が向くというケースもある。

実務の感覚では、面会交流に関して、別居や離婚時に何も取り決めがないところからと

いうよりは、何らかの取り決めがあったものをきちんとした現実的なものにつくり変えたいというものも少なくない。たとえば、子に関する調整の履行勧告についても、平成21(2009)年に、終局時に目的を達しないケースは46.7%に及び、権利者の意向としては、「しばらく様子をみる」は34.3%で、「再調停申立て」が40.0%にも及んでいた。

協議離婚だと口約束になるので、調停事件には話はついているがきちんとしたものにしたいというものがあり(夫婦関係調整調停事件で成立した事案のうち半年以内の終局が約70%)、全部がこじれているというわけではない。

しかし、子どもがからむ争いは大きくいうと 2 つに分かれる。①子どもをめぐって争うもの、②大人の問題の中に子どもの問題を混ぜ込むというものである。親権者指定や面会交流は親が主張をしやすい部分で、真意ではなく条件闘争的に言っている場合もありうる。 夫婦関係調整事件を見ていると、実務の印象としては、離婚後の生活に目処がたってはじめて次第に子どもに視点が移っていくという経過をたどることが多い。

(2) 面会交流事件の実際

横浜家裁では子の監護者の指定、面会交流事件には、基本的に全件に調査官が関与する。 調停期日には全部立ち会い、その間に期日間調整や子どもの意向調査等を入れることがあ る。事件数×数倍の命令件数があるため、実際の受命件数及び調査・調整活動はもっと多 い。横浜家裁でも、東京家裁でも、面会交流事件は一般部で振り分ける。面会交流事件だ けを専門的に扱う部のある裁判所は日本ではない。

東京家裁でも、面会交流事件は申立人は父親が多く、面会交流(認容・成立)事件のうち、平成 21(2009)年の子どもの年齢は、 $0\sim5$ 歳が 36.8%、 $6\sim9$ 歳が 37.7%、 $10\sim14$ 歳が 22.8% と、乳幼児、小学校低学年の子が多い。子どものいる世代なので基本は 30 代から 40 代となる。子どもの年齢で扱いが難しいのは就学前の子である。

回数では、東京家裁も、横浜家裁も月1回「程度」、月1回以上が50%を超えている。方法については、親子の関係、子の年齢、当事者の対立・葛藤の程度による。調停では、頻度を決めて、具体的な方法については当事者が協議するというかたちをとることが比較的多い。あまり具体的かつ詳細に定めると、不便な場合もある。ある程度柔軟性のある取り決めの方が協議ができる当事者にとってはその方が使いやすい。連絡を最小限にしたい人にはある程度具体的に決めておいたほうが実施しやすいこともある。実家に連れていくのはやめて欲しいといったニーズが出る場合もある。事例としては当事者の一方がうつ状態で日常生活に支障があるので回復まで待って欲しいとか、子どもが中学受験だとかで別途協議する場合もあり、事情によって弾力的に対応する。もちろん、事前に考えられるだけの内容をあげて盛り込んでおくという場合もある。キャンセルに関する条項をつくったり、連絡を取りたくないということであれば極力とらずに済む取り決めをしておくなど、実務的には柔軟に対応している。

調停の期日間に当事者間で裁判所外での試行的な面会交流をやってもらってイメージを 一致させ、次の調停でその内容で合意させるということも行われる。試行的面会交流の回 数は大多数は 1 回であるが、複数回やることもある。試行的面会交流は、今後の見通し、 親子関係、子の様子など多角的に観察し、面会交流の円滑な実施に向けた基礎資料を得る ために行われるものであり、別居親と子とを会わせることだけを目的とするものではない。

調査官関与のだいたいのパターンについては、調停を受理した段階で子どもの問題が争点になりそうだという場合には、調停期日に出席して子どもの意向調査をやった方がよいかなど事例の問題点を正確に把握し、裁判官に意見具申する。子と親が長い間切り離されている場合には、監護親からしか情報が入ってこないことが多く、意向調査をするときには当事者双方に確認をした上で子どもにこれまでの実情や非監護親の状況を伝えて意向調査をする。子どもの「意向」とは言っても 10 歳前後以上にならないとなかなか難しい面が

裁判所で試行的面会交流をする場合の観察役と子の引渡し役とか、複数の兄弟姉妹の調査、監護補助者や再婚相手などの調査等を複数の調査官が共同してあたることが少なくない。各庁・ケースでさまざまだろうが、観察を含む調査をするときには一般的に共同でしたほうが望ましいとの理解がある。

ある。むしろ、10 歳前後よりも低年齢の子の場合は、子どもの「心情」という言い方にな

るのではないか。家庭裁判所実務でも、用語については確定したものがなく難しい。

(4) 面会交流事件の困難性

(3) 調査官の関与

面会交流事件が困難だといわれる要因や背景には確かに、父母の養育態度、性格、経済状況、感情的対立・葛藤、親の自己決定能力、他の親族の影響・干渉、子どもや親をめぐる生活状況・家族関係の変化、子どもの声や思いの客観的な把握・調査、DV やストーカー行為、人格的偏り・精神障害等のさまざまなものが考えられる。しかし、強いてあげるとすれば、一番の要因は、親の感情的対立、葛藤といった要因があると言えるのではないか。

また、親が自主的に物事を決定したり解決したりする力、感情をコントロールする力、コミュニケーション能力に不十分な点があり、あるいは、子どもに学習障害があることに気づかずに、それらをお互いのせいにして責任を押し付けあって争いが拡大しているケースもある。養育の方法や教育の方針をめぐる対立といったものがあるとともに、子ども自身の精神的問題に加えて、親自身の(精神的)問題といったものが存在する。私の扱っている面会交流事件でも、子ども自身にも問題があるケースが多い。それが問題をさらに複雑困難化させる。

DV やストーカーの絡む問題も、最近というわけではなくずっと存在してきた。実際に存在するか、DV があったと認定できるかは別として、DV があったと主張されるケースは多い。保護命令の制度以前から暴力・アルコールといった問題を抱えた人はかなりの割合いたことは間違いない。DV の訴えがあった場合には、まずは保護命令があったかどうか、次いで主張の真偽性はどの程度か、暴力の程度はどうかといったことが問題となる。暴力が夫婦間にとどまる場合には、FPIC などの第三者機関を使って面会交流も可能なこともある。一方で、子どもに対しても暴力がある、あるいは子どもが暴力の被害を受けている場合に

は、面会の適否自体の検討が必要となる。暴力やストーカーの存否自体に争いがある場合には、紛争は解決が困難なものになる。とくに、身体的な暴力の場合は診断書で客観的に明らかになるが、精神的心理的な暴力の主張がある場合には、暴力の認定が難しいことが少なくない。子どもに対して DV を見せることが子の虐待にあたるという主張もよくなされることがあるが、虐待や被害の具体的な認定は大変難しいものがある。

ところで、離婚や別居に伴う転校といった喪失体験を子ども自身が抱き、子ども自身が困難や苦境に立ち向かっている中で、親の紛争状態に直面すると、面会交流に対して消極的な姿勢になってしまうこともありうる。離婚や別居によって、監護親が苦労して自分を育てている姿を見て、あるいは、これまでの紛争を想起して、非監護親に会いたくても会いたいとは言えない子どももおり、このように、子どもが真意を語れない可能性があるという要因も面会交流事件を複雑困難にしていると言える。

子の意向調査の対象となる子どもの年齢は、10 歳前後ではないか。調停期日に、紛争の 争点等を明らかにするために、調査官は別途裁判官と適宜話す機会をもったりしている。 調査官は、原則的には調停をやっている中で、次回までの期日にどのような調査をするか を調査官としても意見を述べたうえで、裁判官から指示を受けることがあるし、調停後次 の期日までに裁判官とカンファレンスを行うこともある。現在では、調査官が子の監護に 関する事件の中でも面会交流事件については最初から関与し、子どもの問題について調停 委員会での議論に関わっている。しかし、さしあたり子どもの問題が争点になっていない という場合は、回によっては出席しないということもある。裁判官の許可がなくても、調 査官が独自の権限で調査をできるという韓国の家庭法院にみられるシステムは、日本で必 要性を感じない。調停委員会は、調査官の意見を十分に聞いた上で調査の要否を判断して いるので、今のシステムで問題なく、調査官が十分に関与できている。

面会交流の意義・必要性については、離婚後も親子の関係を維持した方が良いという基本的立場に立っている。面会交流が子どもにとって必要である理由・根拠としては、やはり、どの調査官にとっても、ワーラーシュタインの実証的研究が一つの根拠となっている。当事者に伝えるときには、実証的研究の話をして、小さいころから定期的な交流を続けることで、大人になってから困難に耐えうるようになるという話をする。調査官の経験をもとに、少年事件で片親と会えなくて子は辛い経験をしているという話をすることで、交流実現に向けての働きかけをしている。また、最高裁から配布されたDVDや絵本(「パパはジョニーっていうんだ」「会えないパパに聞きたいこと」)などを使って積極的な働きかけをしている。面会交流が子どもにどんな意味をもたらすか、大人になって子どもがどのように感じるのかを様々なツールを使って当事者に伝えるようにしている。絵本やDVDを使うタイミングや対象となる当事者に関しては、面会交流に合意してある程度動ける当事者には、面会交流のしおり等を用いて説明し、面会交流を行ってもらう。一方で、頑なに拒否して応じない当事者には、調停期日間に個別にDVDや絵本を見てもらっている。最高裁作成のDVDは、葛藤の浅いレベルから深いレベルまで様々な場面に柔軟に対応でき

るものであり、担当調査官が個々のケースに応じた使い方を判断して実施している。絵本は、面会交流の意義をイメージできない親にとってはとくに有用であり、紙媒体であるために、ゆっくり眺め返して、子どものために行うという視点を作らせるためにはある程度有効なツールである。これらをどのタイミングでどのように使うかは個々のケースで個々の調査官がそれぞれの目的をもって判断している。アメリカのように最初のガイダンスの時に一律に見せるというようなシステマティックな使用方法ではない。DVDは、調査官が立ち会って使用し、DVDを見せた後にはDVDの内容はあくまでモデルであることを留意し、十分なフォローをして使用している。横浜家裁では、調査官が立ち会うことのない紛争性が高くないケースでも、調停委員によって、今後円滑に調停を進めるためのツールとして使用している。

(5) 面会交流事件での留意点

葛藤が高いケースでは、当事者が葛藤があることをきちんと自覚していないこともあるので、当事者だけで自主的に面会交流をできる・できないというアセスメントはきちんとする必要がある。監護や交流の実績はあっても、当事者の心の根底に会わせたくないという消極的な思いがある親は、養育費などのトラブルをきっかけとして、面会交流を中断してしまうことがある。日本では、離婚して夫婦の関係が断ち切れたら親子の関係も切れるという考えを持っている当事者が少なくない。日本人の文化としては、そのような考えが古くからあり、現在でも残っている部分はある。離婚後の親子関係の問題は、現在でも過渡期にあり、夫婦の別れは子どもとの別れだという考え方をもっている人もいまだに少なくない。しかも、離婚後も必ず面会交流をさせなければいけないという社会的なコンセンサスが確固としてあるわけでもない。

ただ、審判例をみても、家庭裁判所実務でも、同居親が強く反対し面会交流の実施が子どもの福祉を阻害するという理由で、面会交流を実施できない、あるいは実施が子の福祉に反するケースが一定程度あることは間違いないが、現在の調停においては、直接会うにしても、間接的に連絡をとるにしても、親子の関係を積極的に継続していくことは望ましいという基本的な認識があることは間違いない。面会交流を妨げる事情については、丁寧に吟味し、調整や解消ができるものはするという立場である。面会交流は明らかに行うべきでないケース(虐待等)や逆に明らかに行うべきケースというのは明白であるが、問題は、面会交流をすべきかそうでないかの線引き、直接的な交流をすべきか、間接的な交流にとどめるべきかどうかの線引きであり、それらの中間に位置づけられるグレーゾーンについてどのように対応すべきか、といったことは判断が困難であり、子の福祉の観点から、より慎重な判断が求められる。

グレーゾーンに位置する事案でも、時間を掛けてでも面会交流を実現することが望ましいという考えを持っている裁判官や調査官が今は多いと感じている。面会交流の意義に触れたうえで、頻度など具体的なことを決定文に書く裁判官は多く、基本的には面会交流に肯定的な立場で、障害や反対を調整して具体的な交流の態様や頻度・方法を決めるという

スタンスが多い。

試行的面会交流については、とくに統計的数字はないが、実務の感覚としては、実施されることが多くなっており、試行的面会交流を実施することで紛争の解決につながっているケースは多い。試行的面会交流の準備については、実施すべきか否かといった事案の適正、配慮の必要等を客観的にアセスメントしなければならず、通常、双方当事者と個別に面接し、子どもに児童室に来てもらい環境に慣れてもらってから実施するという扱いが多い。紛争性が比較的低く、また子どもがある程度成熟し、心配がない場合には簡易な形で実施することもある。試行的面会交流によって、子どものための面会交流の意義を父母が交流の場面を実際に見ることで直接的に感じ、当事者が子どものための重要性を再認識したり納得するケースもあるし、子どもが面会交流に拒否反応を示して、当面の間実施を控えたほうがよいというケースもある。実際に面会交流の場面や様子を見ることは、今後の面会交流の在り方を検討する重要な素材となる。

面会交流事件では、当事者の生活状況に大きな変化が生ずることが障害になってくることがあり、この点については、個々のケースの事情・理由を検討し、ケースごとに無理のない条件を探るほかない。学校の進学の問題等が調停で問題になることはあるが、学校選択の問題だけで調停に持ち込まれることはない。ただ、進学後の授業料や費用負担でもめることは多い。海外旅行の際のパスポートやお金の問題をどうするかといったことで調停をしたことはある。当事者双方の関係が悪いケースの場合、子どもの適切な成長を探るための面会交流を望むこともある。いずれは親権者変更を望んでいるケースの場合、学校選択などの対立につながることがあるが、そういった具体的問題を調停の中で取り決めていることはほぼない。調停の中で将来にわたって共同監護の場合のような調整をすることはない。ただし、通知表や進路、健康状態の報告をしてほしいとの要求はよく出る。全体の問題や争点を解決するうえで、付随的に話題になったり問題化することはある。

養育費等の費用負担との関係で、面会交流させてくれないから養育費を払わないというケースはしばしばある。ただし、養育費を払うことで面会交流がうまくいくケースもあるが、うまくいかないケースもある。現在の日本の調停では、面会交流の問題と養育費の問題は別物であると切り離されているが、現実の紛争の解決としては、包括的解決として、事実上双方をセットに解決するというやり方をとっている事例もある。子どもの成長のためには養育費も面会交流も双方とも必要であるということを説明し、当事者に理解を促して、協力体制を作るように支援している。

(6) 今後に望まれる制度や支援の在り方

FPIC のような民間の面会交流支援組織が利用できることで、本来ならば面会交流のために当事者同士が連絡を取り合わなければならないところを、親同士は連絡を取り合わずかかわらないですむというメリットはある。しかしながら、非監護親は、FPIC を利用することで、枠をはめられたりかなり制限を受けるという被害的な意識を持ちやすくうまくいかなかったり、利用料金等の費用負担が問題となったりすることもあるようだ。FPIC を活用

する事例、活用を希望する事例は増えているが、経済的理由や、支援が当事者の意に沿わないという理由でうまくいかないケースも多いとも聞く。

面会交流は取り決めた後の履行確保が重要であり、また、家庭裁判所の履行勧告ですべてを対応できるわけではないので、何かしらの社会的支援制度やフォローアップをすることは必要であろう。現状では、父母の教育プログラムやガイダンスは、しおりやリーフレット、絵本や DVD の利用などで、一部、家庭裁判所の中に取り込んで行っている部分はある。調査官の立場としては、現在の制度の枠中で、可能な範囲でガイダンス的なことも行い、履行勧告において、どういう決め方をしてどういう問題が生じたかをチェックして、これを素材にしながら、今後の新たな調停に生かしていくという形でフォローアップしていくことが重要である。もちろん、FPIC 等の外部組織を活用することも有用だと考えられる。とくに、社会的な支援組織は、面会交流という困難な課題を扱うわけであるから、一定の質のある専門性を備えた非営利の民間団体であることが重要である。当初は面会交流が問題となって取り決められても、実際には履行されていなくても諦めているケースもかなりあると思われる。争いの段階では、第三者機関という話が出ても、その後次第に交流を求めていた側の当事者も消極的になっているケースも多いのではないか。このような当事者をケアできるような社会的な制度作りは必要だと言える。

3-2 家庭裁判所調査官に対するヒヤリング調査(その2) (大阪)

回答者 河西 滋 大阪家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官 藤 達也 大阪家庭裁判所 主任家庭裁判所調査官 聞き取り日 2011年2月7日 (月)午後1時から4時30分 於 大阪家庭裁判所

(1) 面会交流調停事件・審判事件の動向

【大阪家裁の取り組みの特徴】

大阪家裁は、面会交流調停の成立率が高い。平成 21 (2009)年に、面会交流調停・審判事件の終局結果で、調停成立率が60.8%ときわめて高かった。データを見て、調停成立率が高く、取下げの中にも実質的に成立に近いものが半数あるので、解決率は高いと改めて認識した。大阪家裁では、1997年ころから父母教育プログラムに力を入れている。また、調停委員が、家裁のスタンスを理解したうえで、それを受け止めて調停にあたっている感じがある。そうした裁判所全体での取り組みが面会交流調停の成立率の高さに結びついているのではないか。また、大阪家裁では調査官が高い問題意識を持って調査や調整に臨んでいるように思われる。

最近の取組みとして、「面会交流のしおり」を作り直した。そのしおりでは、イラストも内容とマッチしたものを工夫している。また、面会交流に対して拒否的・消極的な同居親に面会交流の意義を理解してもらうためのツールとして、わかり易いリーフレットを新たに作成した。そのリーフレットには同居親から出てきそうな反論への応答も丁寧に盛り込んである。最後の頁では面会交流についての家裁の基本的考え方も盛り込んでいる。それを全庁的に当事者に渡して活用している。このリーフレットは、平成22年の3月から使用し始めた。全国的に家事部において面会交流は大きなウェイトを占め、どこの庁でも工夫しているが、大阪家裁でも裁判所全体で工夫を続けている。そういうことも影響しているのではないかと思う。

紛争にはいくつかパターンある。紛争の1つのパターンは、夫婦関係調整事件などがまずあって、そこからこじれる場合である。もう1つは、最初から子供の問題、親権の問題で争っていて、会い方などで紛争が発生していたり、もう一度決めなおさないと履行できないといった場合である。つまり第1に、夫婦間の問題で最初から躓いていて子供の問題に波及している場合と、第2に、最初から子供をどっちが引き取るか、というような(最初から子どもの問題が争点になっている)場合がありうる。前述したリーフレットは、子どものいるケースでは、夫婦関係調整調停事件でも、配布できるようにしている。調停委員の判断で配布することもある。調査官が、面会交流が問題になって調停に立ち会った中で、それを配布するというかたちで活用もできるようにしている。調停委員も、調査官もそれぞれに活用している。ビデオは裁判所で見せられ、ビジュアルで視覚に訴えるが、紙

媒体には、自分でじっくり読めるという意義があり、活用する場面や意味がちがう。

(2) 面会交流の実際は

【当事者の特徴】

大阪家裁では、平成 21(2009)年の夫婦関係調整調停事件の終局件数は、2572件であり、当事者は $30\sim40$ 代で、申立ては 67%妻からで、夫は 33%だった。しかし、面会交流調停・審判事件の申立ては父親のほうが多く、平成 21(2009)年で、416:件中 286 件 68%であった。養育費調停・審判事件の申立ては母親が 68%で多いという傾向がある。大阪家裁では、平成 21(2009)年の面会交流調停・審判事件(認容・成立)での子の年齢割合は、 $0\sim5$ 歳が最も多く、45.9%、 $6\sim9$ 歳が 32.8%、 $10\sim14$ 歳が 19.7%、15 歳以上は 1.7%しかいなかった。最近は乳児も増えているが、子の年齢は 9 歳くらいまでで 8 割近くを占めている。

当事者が夫婦関係調整(離婚そのものを巡る争い)のところから躓いて、だんだん夫婦関係のことから子供の問題に移ってきて事件が拡散していく。他方、離婚もいい、お金も出そう、でも子供だけが紛争になっているというケースのタイプもあるように見える。日本は協議離婚だから、離婚のときに話し合いがきちんとできていないことがある。しかし子供の問題は当事者には大きいから、もうちょっと早くリーフレットなどを見せられたらいいのではないか。協議離婚を含めて、早い段階でこういうことができていると、裁判所に来るものが整理されてくるのではないか。当事者は、裁判所に来て初めて(紛争解決の)枠組みに触れる。確かにそういう事前のところがあるといいのではないかと思う。

入口でのガイダンス、途中での働きかけ、出口での助言などいろいろありうる。履行勧告で紛争が再燃することもある。別居後子供と会えなかった父親が、試行的面会交流によって家裁で子どもと会うことが実現すると、それまでの頑なな主張を納め、現実的な解決に向かい始めるように当事者が変わるというケースは割によくあることだ。父親の敵対的な姿勢も、調整を受け入れる姿勢に当事者が変わることもある。試行的面会交流で、構えが取れる、そういう経験も多い。

事件数が増える背景に、同じ当事者が形を変えて、というケースもあるかもしれないが、 大阪家裁では、面会交流調停事件の申立てをする人が増えていると感じられる。以前は、 しなかった人がするようになっているのではないか。夫婦関係調整調停事件でも、事実上 は面会交流だという事件が増えている。少子化も含め、父親が子育てに関与することが増 えている。共働きで子育てに対する父親参加も増えていることも影響しているかもしれない。

【仲介機関の利用】

大阪家裁でも、FPIC のような仲介機関によって面会交流をやるという決め方は増えている。とくに大阪家裁では FPIC が近くにあるのでとても便利だ。子の受け渡しができない人のために使うことが増えてきている。当事者が事前に FPIC に相談にいって、FPIC を利用できる状態にした後に調停で取り決めるという場合は問題は少ない。そうでないかぎり、事前に裁判所から FPIC に連絡するということは難しい。面会交流の事件が増加し、FPIC

は、大阪でも手いっぱいになっている。

面会交流が実現できないケースは常に多くある。父母が直接対面して子どもの受渡ができなかったり、面会交流に立会者が必要な場合等には、援助機関を使わざるを得ないのだが、短い期間で当事者が面会交流を自分でできるようにはなかなかならない。社会的に、公的・非営利の支援機関が拡充しないといけないという感じがする。当事者はFPICからなかなか卒業できない。自立できないケースが少なくないので、ニーズはむしろ増えている。日本では、民間の支援機関が海外と比べると圧倒的に少ない。そのため家裁のほうに事件が集中化していく傾向があるのではないか。FPICは、近畿圏では大阪にしかないため前任地の京都家裁でもFPICは利用しにくかった。比較的大きな都市には支援機関があるといいと思う。

連絡の代行とか、日時の打ち合わせとか。当事者には、会わせるのはいいけど連絡は嫌だな、という層の仲介ニーズは満たされていない。かなり重いケースで争ったケースだけが FPIC にいく。そうでないものは、自分たちでやれる人以外は、ほとんど、光が当たっていない状態ではないか。あきらめる方もいるようである。FPIC のような団体に補助を出して、早期の問題解決を支援することができると、裁判所の役割はもう少し整理されてくるのではないか。

【面会交流の方法など】

大阪家裁でも、平成 21(2009)年の面会交流事件(認容・成立)の終局内容の割合では、月1回以上が最も多く 56.9%、2~3 カ月に1回以上が 20.3%、4~6 カ月に1回以上が 4.5%、長期休暇中が 1.4%、別途協議 5.9%、その他 11.0%であった。面会交流の時期、方法、回数、頻度について、全国と同じく、月1回以上が多いと言える。なるべく具体的に回数・方法等を取り決めるケースは、当事者間で連絡を取り合うのも難しい場合で、その都度話し合って決めるのが難しい当事者のためには、なるべく具体的に取り決める。第○△曜日の□時から☆時というように、具体的に協議しなくてよいように決めておく。そういうケースが確かに増えている。当事者の調整能力の乏しさを踏まえて、父母間の調整で躓いてしまわないように、連絡を取ることが少なくて済むように、そのために具体的に定めることも少なくない。

自分たちで話せる人なら、調停条項になかったとしてもできる。しかし、できないケースが増えているから、家裁のほうで具体的に定めるケースが増えているということなのかもしれない。

【弁護士の関与】

面会交流の事件でも、弁護士がついている事件が増えている印象があり、インテークの 段階で、2割3割になっているように感じる。弁護士自体も数が増えているが、弁護士を 頼みやすい環境や雰囲気がでてきているのかもしれない。しかし、弁護士がついているケ ースで、うまく協力してもらってうまくいったケースと、弁護士が闘争的で説得困難だと いうケースもなくはない。この種のケースの特殊性は、子を中心としたものであって、勝 敗ではなく権利闘争ではないのだ、ということだと思われるが、弁護士のかかわり方は重要である。

面会交流も、合意形成や親子関係の再構築が目的だから、勝ち負けは本来の目的ではないはずだ。弁護士がついたことで、交流調停で合意できるケースもあるが、こじれることもないわけではない。

アメリカの弁護士会では、家事事件専門弁護士のディレクトリがあるという。専門の弁護士には、試験も研修もあり、勝敗よりも、子どものために協力することに主眼を置いている。日本では、たまたまコネで知り合った弁護士、調停のことを十分に理解しない弁護士が来るということもありうる。アメリカのような専門の弁護士の仕組みはよいのではないか。また、当事者が弁護士をつけるのはいいことだが、当事者が自分で解決しようという意識が弱くなってしまい、当事者が調停にでてこないということもあるので困ることもある。もちろん、弁護士が当事者をなだめて、それぞれが問題解決できたときのように、弁護士がついてうまくいった場合もある。

【渉外関係】

渉外関係の事件は増えている。大阪家裁ではかなりあるという印象がある。国籍も広がっている印象がある。渉外だと、準拠法・裁判管轄の問題もあるが、出身国の制度のあり方や文化、宗教、文化と文化の衝突が問題になったりしうる。大阪家裁で渉外の面会交流や親権者指定変更事件が係属したもので、父親がオーストラリア国籍、母が日本国籍で、日本在住というケースがあった。子は面会交流を拒否したケースで、父親は、自国のオーストラリアでは、離婚について子に説明してくれる機関として子の代理人制度があるが、日本にはないのかということを強く言っていた。言葉の問題があり、当事者の弁護士事務所が、通訳できる事務員を連れてくるというケースもあった。海外は白黒をつけるが、日本は穏やかにまとめる傾向がある。それに対する不満が渉外事件の当事者には強くある。また、渉外事務所の弁護士だと、家事事件を普段やっていないので闘争的な形になることもありうる。そういう意味で、国の文化や意識の違いが表面化しやすいのではないか。

(3) 調査官の関与

【調査官関与のタイミング】

夫婦関係調整の場合、まず調停委員だけで始まるが、審判官を含めた評議で調査官が必要ということになれば調停に関与することになる。調停の申立書式では親権などが争点となるかどうかわからないという場合、初回は調査官は出ないことが多い。2回目、3回目あたりで、進行を踏まえて今後の関与の必要性を協議する仕組みでやっている。これは調査官が必要になっても取りこぼしがないような工夫をしたり、関与できるようにするためである。調査官の数も限られているので、全部のケースにずっと出ずっぱりはできない。しかしそれなりの工夫をしている。調査官は、簡易算定表の活用などが定着したおかげで、養育費や生活費算定ではなく、今後は子どもの事件に関与していく、という方向にある。調査官は乙類事件になってから関わるというのが以前のやり方で、一般調停には調査官は

そこまでできなかった。しかし今は、それも取り組むべき仕事だという意識に変わってきている。親権者について、合意ができている場合は入らない。監護者の争いには、調停の初期段階から関与するという形になるのではないか。

【調査方法・共同か単独か】

調査官の調査は共同か単独かについては、試行的面会交流は複数で、観察役と引き渡し役という分担をしたり、複数で複眼的に観察することもある。また、一方は子どもの様子を見て、他方は親と付き添うという分担もある。試行的面会交流では、裁判所の中で連れ去りなど何があるか分からないので、共同調査を原則としており、その方が我々としてもやりやすい。親権者指定などでも共同調査がいい場合もある。たとえば、家庭訪問したときに、一方が監護補助者の面接をし、他方が子の様子を観察するなどということもある。

(4) 面会交流事件の困難性

【困難ケースの背景】

調査官が関与するケースは、DV、虐待、暴力、精神的偏りがあるなど、いろいろな要因がありうるが、どの要因のケースであっても、当事者の葛藤のレベルが高いと関与が難しい。確かに DV などいろいろな切り口あるが、相手に対する思いとしては、排除したい、憎しみがあるということが大きい。絶対に父親に会わせたくない。家裁での試行的面会交流まではできるのだが、自分たちではとてもできない。そういう場合に FPIC のような仲介支援機関を使うということもある。

子の紛争の背後に、夫婦のこじれ、感情的な対立のようなものがあってそれが子を巡る 争いに持ち越されていく場合と、子ども自身が抱えている課題に、親が適切に対応できな い、協力できないでこじれる、という場合が考えられるが、どちらかと言えば、前者のほ うが多い。

たとえば、妻が男性を作って出て行って、妻としても失格だし母としても失格だ、といっているようなケースが調整困難で目につく。

また、親族、祖父母が形式的な当事者ではなくても、実質的に影響力を持っているというケースはある。面会交流とはズレるが、祖父母は、親権指定、監護者指定に、監護補助者という立場でかかわってくるので、調査の対象となりうる。その中で、子どもが、どういう親族に影響を受けているかを調査することはある。

離婚事件では親族は当事者ではないので、調停に来てもらうということはないが、こんな事例があった。期日間に面会交流の試行を約束したのに母親がドタキャンを繰り返した。調停では父親に会わせますというのに。背景には、母親の実家、祖父の意向があるらしいということがわかり、調査官が家庭訪問をして、その中で、家裁のスタンスを祖父に説明をして、働きかけをしたケースもあった。これは結局功を奏さなかったものであるが。調査という意味では、調査対象にしうる。介入的な調整が必要になれば、調査の枠組みで適切に対応する。

【子の意向の調査】

子の意向の調査、心情の調査について、調査官は、小さい子と会うことはある。意向というよりは、気持ち、心情というレベルでとらえるようにしている。会いたくないということもあるが、その表現を調査官に対してすること自体で、子が負い目を感じてしまうこともある。やっぱり会いたくなったら、そう言っていいのだと伝える、そういう配慮もしている。

子の調査にあたっては、配慮をした場面設定を心掛けている。意向調査については、自宅ではなく、なるべく家裁で行う。当事者には席を外してもらって行う。子に対しては、「Yes」「No」でなくてもよい、「いいたくなければいわなくてよい」。会う会わないの二者択一ではなく、わからない・決められないという選択肢も含めて提示するようにしている。いきなりずばりと意向を聞くのではなく、これまでの生活の中でのかかわり、家庭の中での出来事、楽しかったのはどんなこと、つらかったのはどんなこと、家族歴イメージ、父母イメージを探っていく。たとえば、「お父さんにして欲しいこと、3つあげたらどんなことになるかな」といった聞き方をする。そのなかで、子どもの世界を把握し、子どもにも内心をだしてもらった後、意向の調査に入る。意向を聞くときの配慮もしている。子の意向の親への伝え方について、「それは言ってもいいのか、言ってほしくないのはどうしてか」、「こちらも親への伝え方を考える」というように子に伝える。意向の調査をする場合も、子供が思っていることを言いやすい、言えるような環境づくりに気を付けている。低年齢の子の場合、意向ではなく、そこまで聞けないこともある。子の心情、父母のイメージ、小さければできれば試行面接の実施をして、子の様子を見て、子の心情を把握したい、そのように進めたいと思っている。

(5) 面会交流事件での留意点

【DV、虐待の主張がある場合の調査】

会わせたくないという別居親から、DV や虐待があるという主張があるときに、保護命令がでていたりすれば、程度もはっきりするが、どう事実を確認するのか。まず両親から話を聞き、双方の見方を踏まえ、さきほどの枠組みで子に聞く中で事実を探る。事実があったことの確認ではなく、これまでつらかったことを3つ上げてと聞くと、多くの子供は、こちらが確認したかった事実を挙げてくれる。そうしたほうが子の心の傷つきが少ない。もっとも、性的虐待では、事実をはっきりできないケースは少なくない。

【子の発達障害】

子ども自身に、発達障害やコミュニケーション、学習障害がある場合に調査官がどう対応したらよいか。あまり経験はないが、子に自閉的傾向があったため、試行的面会交流の実施に向けて複数の調査官で関わり、在籍する学校にあらかじめ話を聞いておいたり、医務室技官のアドバイスももらい、試行的面会交流の前に調査官が家に行って子供の様子を見てなじんでおいたり。それで円滑に試行的面会交流ができたケースがあった。児童相談所かかかわっていたら、児童相談所と情報共有し、連携をとることも考えたと思う。特に

診断、治療が必要なケースの場合、大阪家裁には科学調査室がある。医務室連携が必要な 場合には関与してもらう。

【別居親への子に関する情報の提供】

確かに、家裁に持ち出されて初めて、子の様子が知れるという形になっている。間接的な面会交流、様子を知らせる、ビデオ、手紙とか、本人が書くのではなく、様子を知らせる。一挙に共同親権とか面会交流が実現できるのではなくて、何をしなければならないのか、無理のないように道筋をつけなければならない。会うか、会わないかの前に、親が居所を知るとか、情報へのアクセスとか、子がどこにいるのか、どんな学校に帰っているのか、そうしたところを閉ざさないことが必要なのではないかと思う。子が元気なのかどうかも分からない。同居親は、調停の中で、別居親には伝えてほしくないということも言うので、部分部分ごとに伝えるようにはしている。DV やストーカー的な親には慎重にしなければならないこともある。

子も面会交流に積極的になれない状況のような場合もある。そのようなときに、とりあえずビデオや学校行事に参加している様子を当面は伝えるとか、そういう解決もなしうる。 【面会交流を阻害する事態への対応:転居】

同居親が転居すれば、面会交流がしにくくなるし、費用の問題も出てくる。頻繁に毎週 泊りがけは難しくなる。そうなると別居親が反対する。このようなことは海外でも問題に なっている。海外では、裁判所の許可なく連れて行くと誘拐になり、損害賠償もしなけれ ばならず、元に戻せとなるようだ。大阪家裁でも、転居や学校の問題のようなこと細かい ことが、ケースとして出てきているか、どのあたりが問題になっているのか。

FPIC の利用にこぎつけても、自分には必要ないのだから、相手がその費用を出せという 主張は結構ある。費用のことでもめ続けるというケースはある。大阪家裁では、進学、転 居のあたりでの紛争は、そう多くはない。むしろ養育費、面会交流の紛争はたくさんあり、 付随的に問題は起こっているのだろうが、そこまで細かい具体的なところの前の段階の争 いが多い。

【面会交流を阻害する事態への対応:養子縁組・継親】

再婚をして継親と子との間で養子縁組をしたり、面会交流を拒否するという争いはある。本来、変わらずに面会交流してもらいたいが、当面の間、(再婚家庭を落ち着かせるために)状況を調整することは全く否定すべきものではないと思う。親子の絆、かかわりの実績がある年齢の場合には、養子縁組しようがしまいが、父とのつながりは良好であれば、続くべきなのではないか。子が1,2歳だと、自分の父親の存在がまだ形成されていない。親としての実績を重視してそれがある親から引き離すのは問題だということを言われるが、まだ親子関係が形成されていない場合は難しい。両方に父と子の関係を形成するのは難しいかもしれない。養親を実親だと思って育っていたケースがあって。これは、実親が刑務所からでてきて会いたいといってきた。子の中での認識は、いまの養親が実親だと思っている。このケースも相当に悩ましかった。

(6) 今後に望まれる制度や支援の在り方

【今後のヴィジョン】

FPICのような機関に厚労省などが一定程度のお金を出して、適切に援助が行われるような体制が作られれば、そうした体制があるに越したことはない。家裁が受け付けてからの申立人に対するガイダンス講習といっても、今すぐには、人的リソースの問題があって難しい。

FPICには、家裁の調査官の経験があり、トレーニングも受けている人が多い。そうした人たち、子の問題を扱ったことのある調停委員など、ある範囲では、ガイダンスができるのではないかと思う。専門的支援ができる適任者の1人であろう。

【養育費と面会交流の関係】

養育費と面会交流は建前は別だが、反面そうはいいながら、払うべきものをちゃんと払って、というように情報提供しているのが実情である。同居親は、払ってもらえることで、会わせてやろうという気持ちになるというように説明する調停委員も多い。親の子に対する責任として当然なすべきことというのはまずある。養育費を払う気はないけど会わせてくれという人も多いのだが。これまで払っていたのに、会わせてもらえなくなったら払わず、それをストックしておくというような人もいる。

家庭裁判所調査官に対するヒヤリング事項

2010年12月6日

1 面会交流調停事件・審判事件の動向

- ① 夫婦関係調整(離婚調停事件も含めて)、親権者の指定変更事件、面会交流調停事件・審判事件、子の監護者の指定、子の引渡しなど子どもをめぐる事件はどのような傾向がありますか。
- ② 全国の動向と比べて、東京、大阪、横浜での相違点はありますか。
- ③ 親権者の指定変更事件と面会交流の事件との間で事件の調査や調整に関して本質的な違いはありますか。

2 面会交流の実際

- ④ 離婚及び面会交流事件の取り扱い件数は何件くらいでしょうか。
- ⑤ 一番問題となることが多い当事者(父母)の年齢、子どもの年齢は何歳くらいですか。
- ⑥ 面会交流の回数・方法・場所・仲介者はどのような場合が比較的多いですか。
- ⑦ 面会交流の合意をするについては、強制執行や履行確保との関係で何を留意されますか。

3 調査官の関与

- ⑧ 調査官は、親権者・監護者の争いと面会交流の争いでは、かなり早い段階から関与をすることが多いのでしょうか。それとも親権争いや子の引渡しなどで紛糾した後に関るのですか。
- ⑨ 調査官は、どのようなタイミングで子の面会交流に関与しましたか。期日間調整、 調停期日出席、子の意向調査などでしょうか。
- ⑩ 調査官が関与しなければならないケースは具体的にどのようなケースですか。具体 例をあげて説明してください。
- ① 調査官は、共同で調査にあたる場合と単独であたる場合がありえますが、面会交流 はいずれの方法が適していると思われますか。

4 面会交流事件の困難性

- ② 面会交流事件が調整が困難だと思われるのは主としてどのような点からですか。 父母の養育態度、性格、経済状況、感情的対立・葛藤、親の自己決定能力、他の親 族の影響・干渉、子どもや親をめぐる生活状況・家族関係の変化、子どもの声や思 いの客観的な把握・調査、DV やストーカー行為、人格的偏り・精神障害等
- ③ 子の意向調査などでは、子どもの年齢や発達などの段階に応じた慎重な聞き取りを こころがけていますか。

5 面会交流事件での留意点

- ④ 面会交流事件において、父母等のこれまでの面会交流の実績や自己決定能力はどの 程度重視されますか。
- ⑤ 暴力・虐待・ストーカー行為など親に問題行動があるときは、面会交流事件の処理・ 調整にあたりどのように扱いますか。
- (ii) 試行的面接交渉についてはどうお考えですか。試行的面接交渉の目的、準備、活用 についてどのように考えておられますか。
- ① 子ども自身に発達障害やコミュニケーション障害など問題がある場合にはどのように対処されますか。
- ® 再婚や生活状況に大きな変化が生じた場合にどのように対応しますか。
- ⑩ 個人情報の秘匿と親の子に関する情報アクセスについてどのように考えておられますか。

6 今後に望まれる制度や支援の在り方

② 面会交流にとって今後に望まれる制度や支援の在り方についてどのように考えて おられますか。

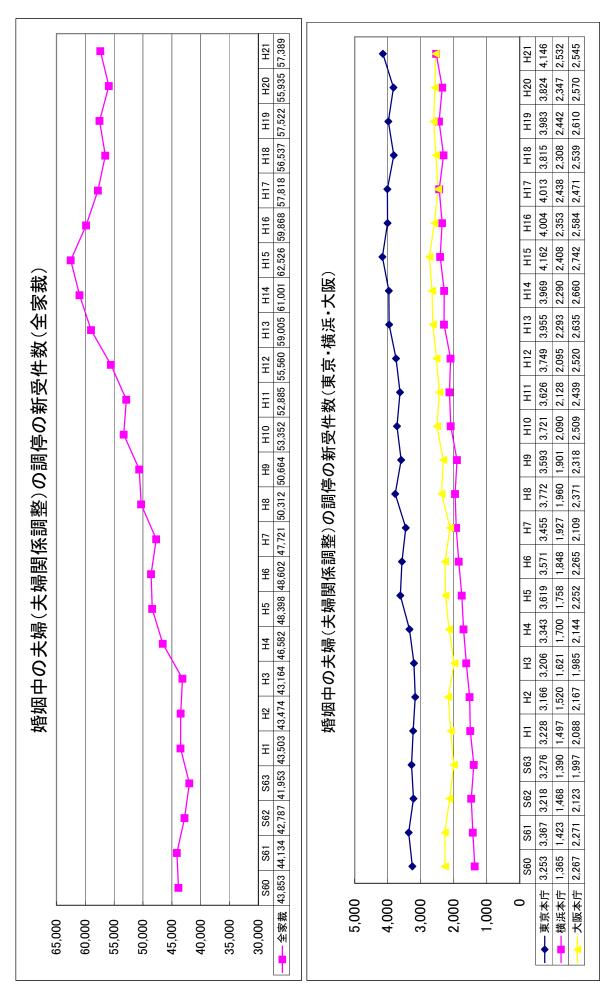
たとえば、父母教育プログラムやガイダンスの充実、離婚後共同親権の導入及び親権の一時制限、未成年後見制度、面会交流の明文規定の整備、面会交流の支援者・支援団体に対する助成、家庭裁判所でのファローアップ機能等についてどのように考えますか。

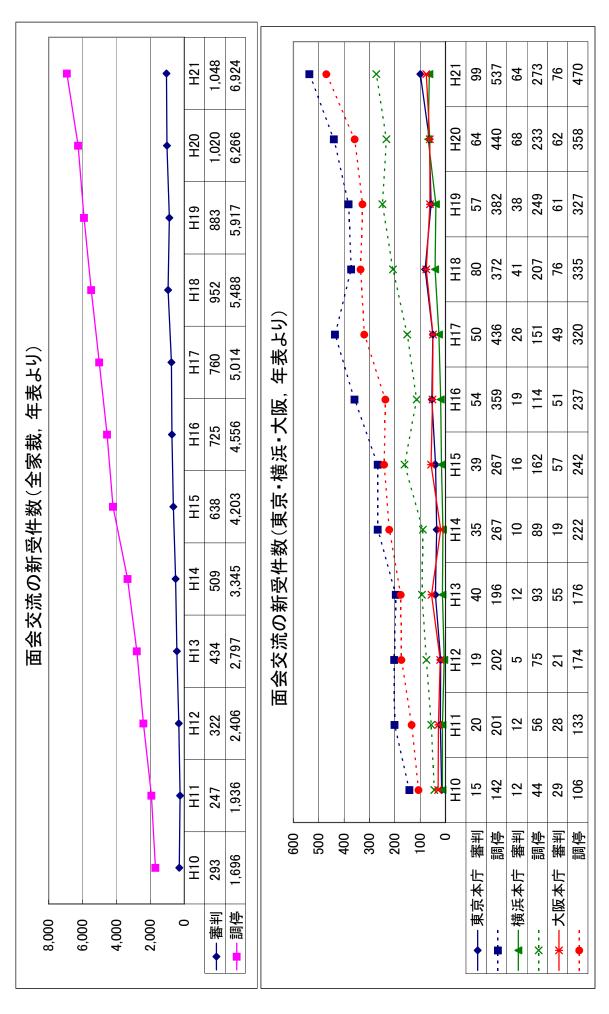
司法統計から見た面会交流

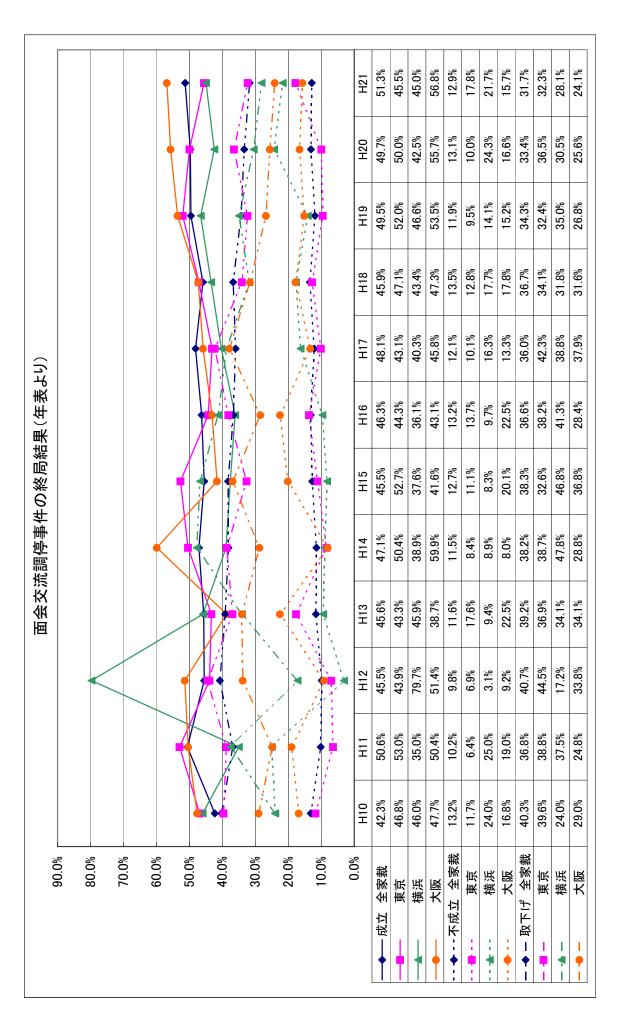
- 〇 年表による新受件数
- 〇 全家裁(事件票による)
- 東京本庁(事件票による) 横浜本庁(事件票による)
- 〇 大阪本庁(事件票による)

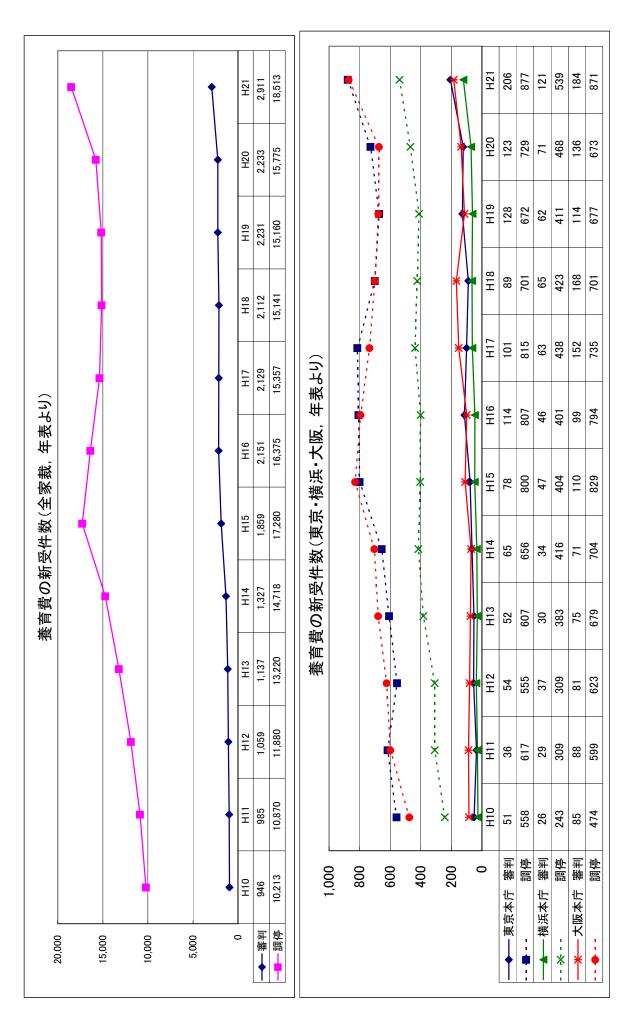
年表による新受件数

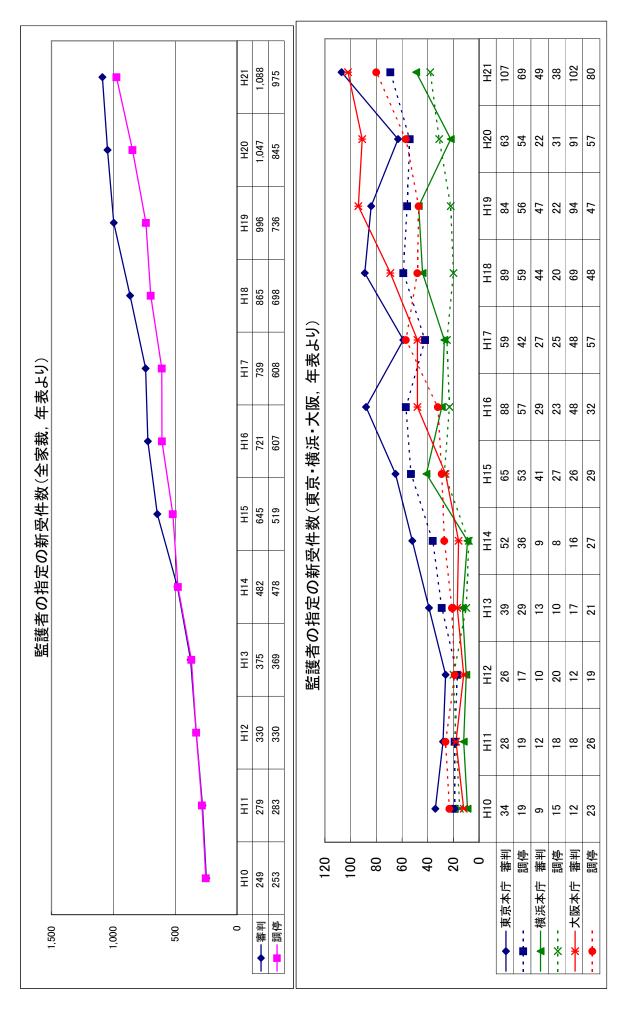
*司法統計年報においては,I 総覧表に該当する。

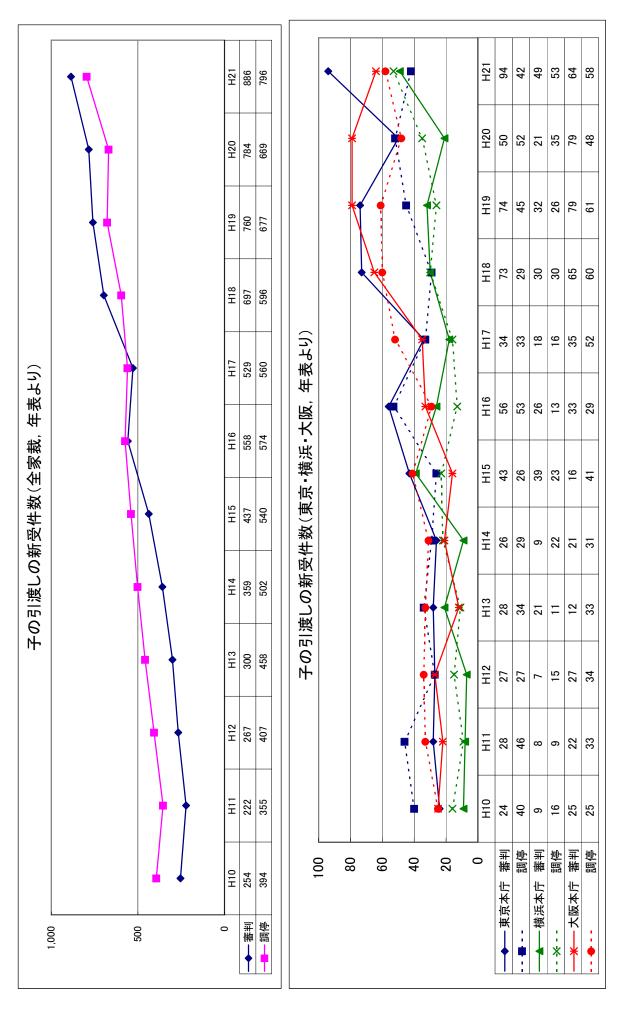


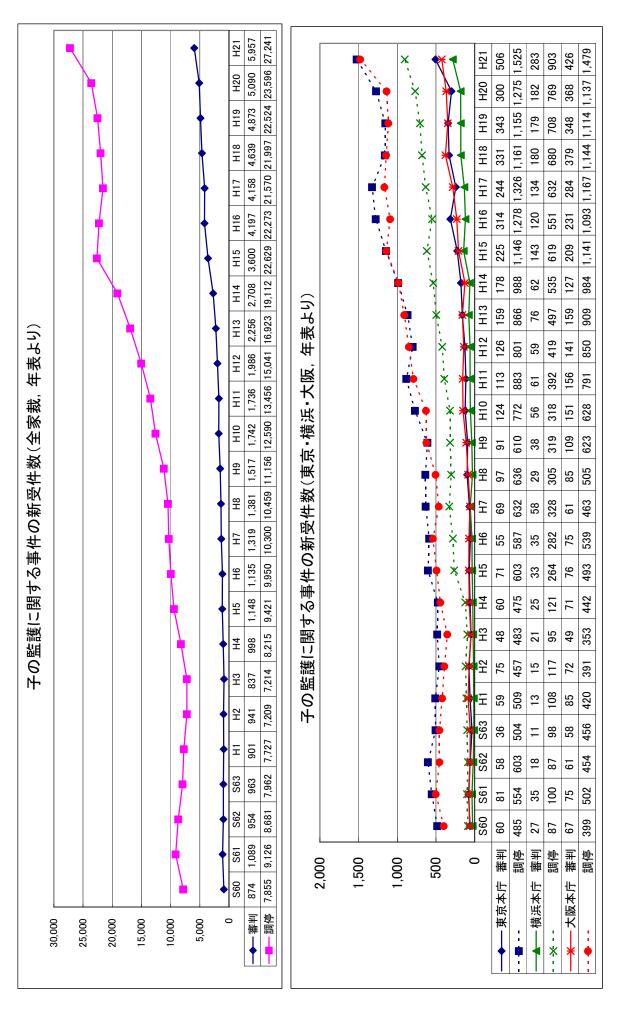












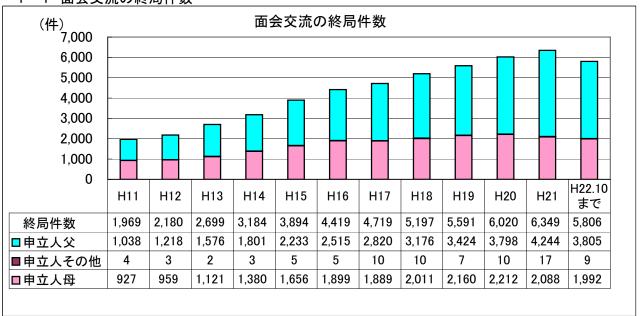
全 家 裁(事件票による)

(統計上の留意点)

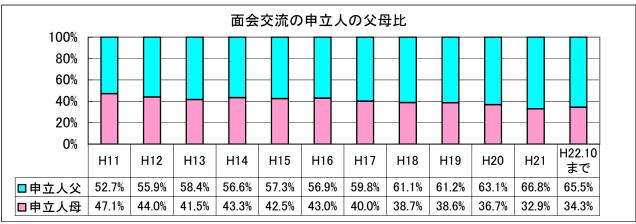
- * 司法統計年報においては、Ⅱ細別表に該当する。
- * 「婚姻関係事件票」、「子の監護事件票」、「履行勧告・履行命令事件票」から集計した。なお、「子の監護事件票」では、 審判、調停の両手続を経た場合は、これらを通じて1件としているため、年表から集計される審判、調停の新受事件数等と は異なる。
- * 「婚姻関係事件票」で申立の趣旨が離婚もしくは円満調整として抽出された事件を「夫婦関係調整」と記載した。
- * 平成22年1月以後の数値は速報値である。平成22年については10月までの数値であり、年間を通した数値でないことに留意する必要がある。

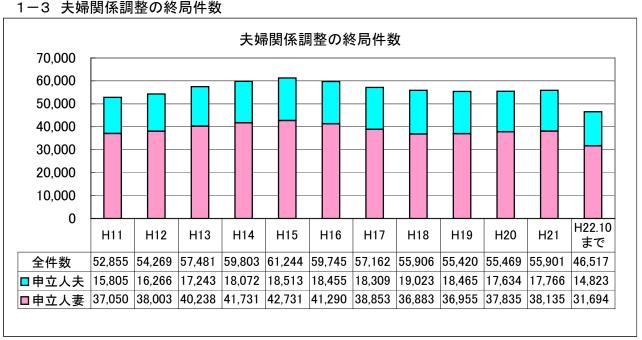
1 件数について

1-1 面会交流の終局件数

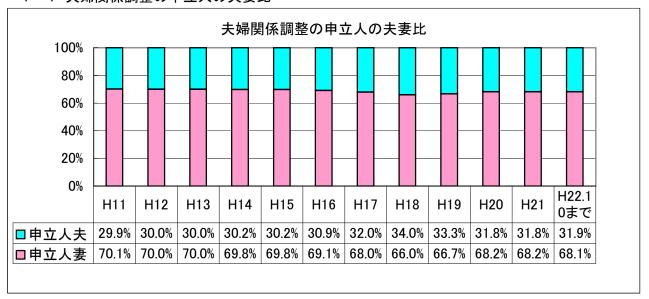


1-2 面会交流の申立人の父母比

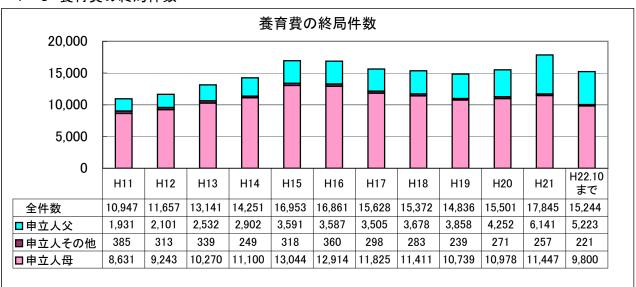




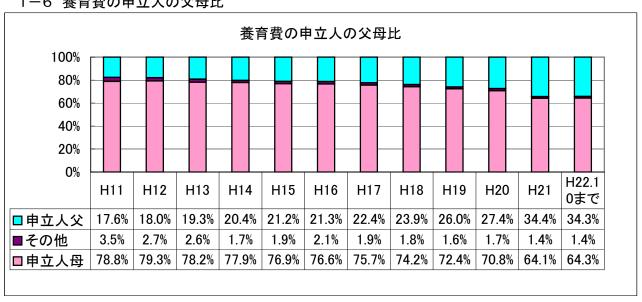
1-4 夫婦関係調整の申立人の夫妻比



1-5 養育費の終局件数

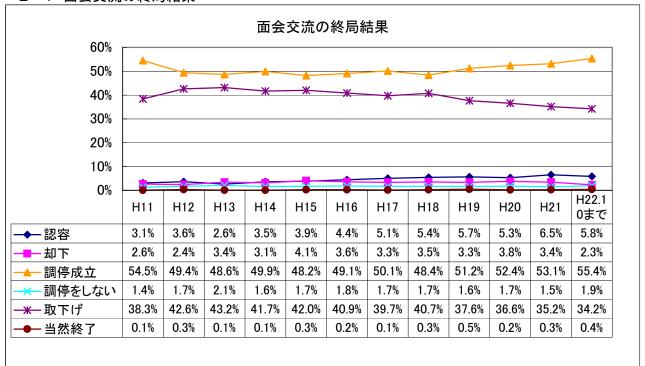


1-6 養育費の申立人の父母比

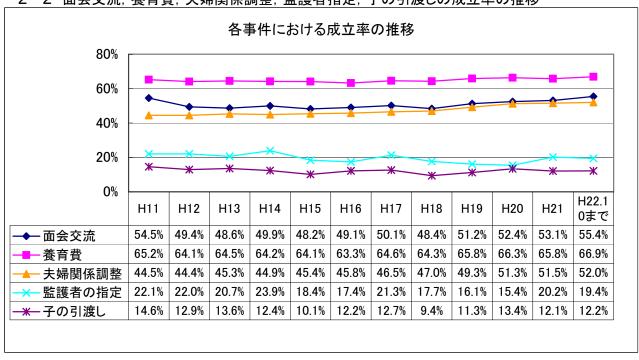


2 終局内容について

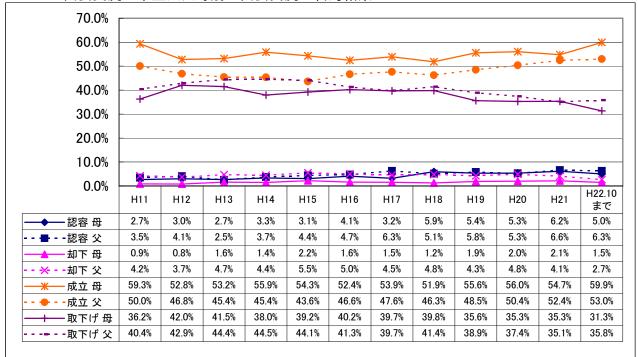
2-1 面会交流の終局結果



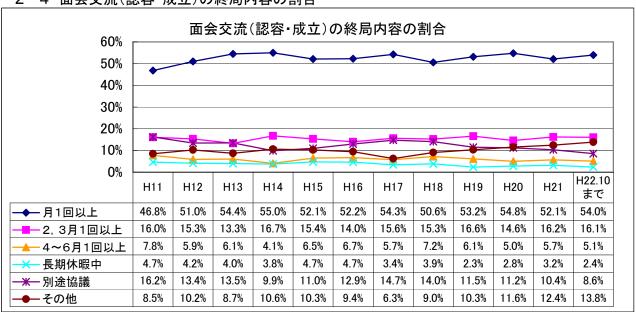
2-2 面会交流,養育費,夫婦関係調整,監護者指定,子の引渡しの成立率の推移



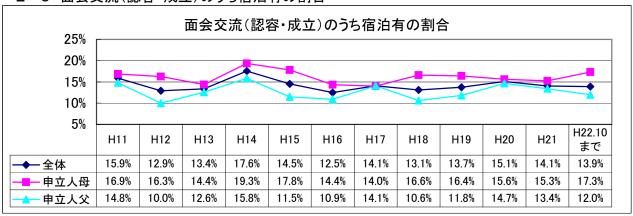
2-3 面会交流の申立人父母別の面会交流の終局結果



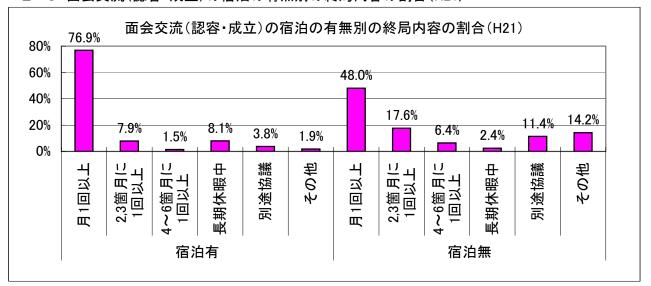
2-4 面会交流(認容・成立)の終局内容の割合



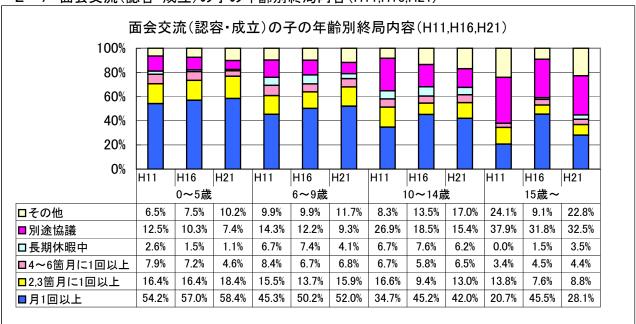
2-5 面会交流(認容・成立)のうち宿泊有の割合



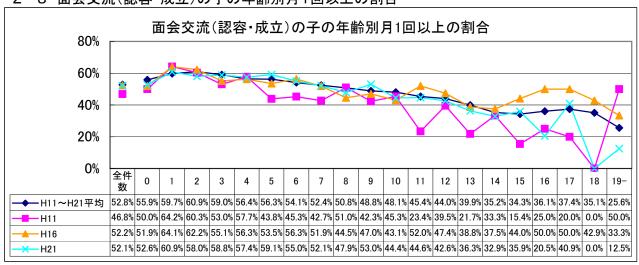
2-6 面会交流(認容・成立)の宿泊の有無別の終局内容の割合(H21)



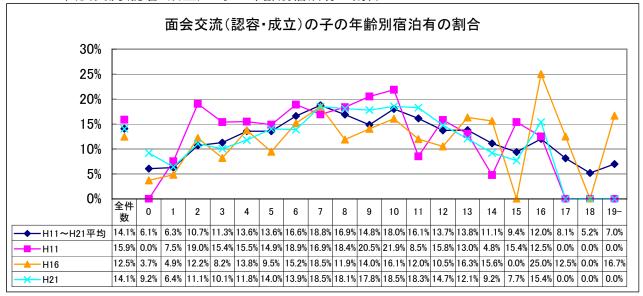
2-7 面会交流(認容·成立)の子の年齢別終局内容(H11,H16,H21)



2-8 面会交流(認容・成立)の子の年齢別月1回以上の割合

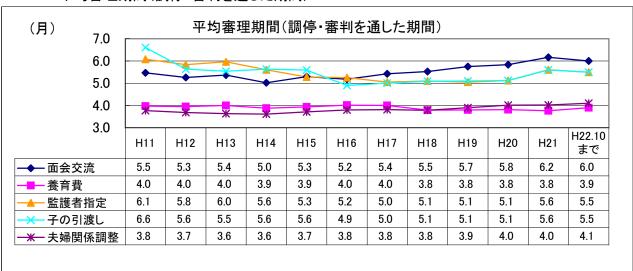


2-9 面会交流(認容・成立)の子の年齢別宿泊有の割合

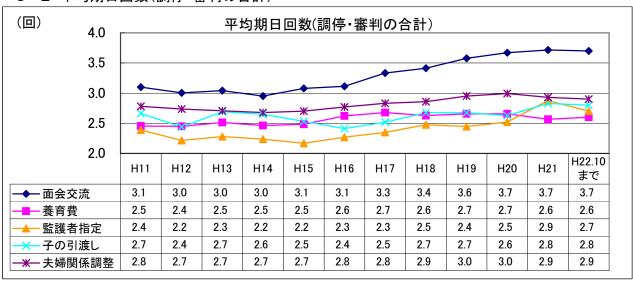


3 審理期間について

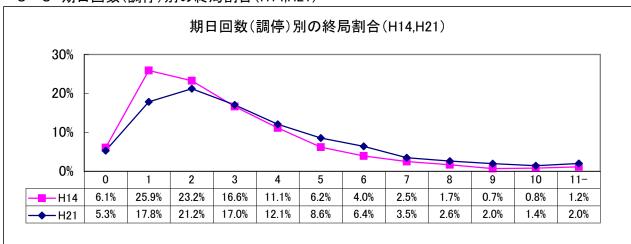
3-1 平均審理期間(調停・審判を通した期間)



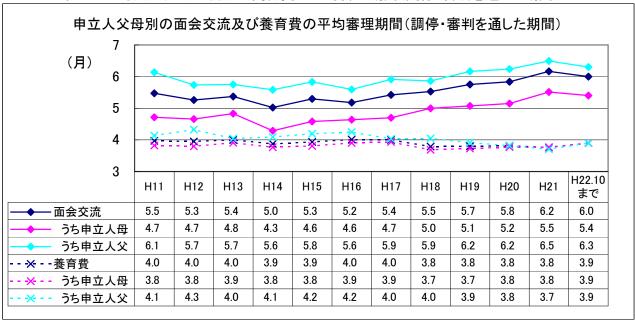
3-2 平均期日回数(調停・審判の合計)



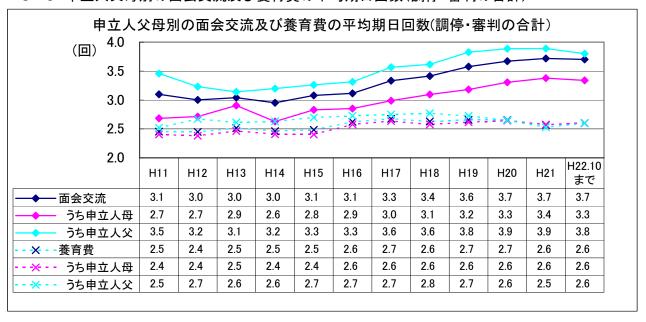
3-3 期日回数(調停)別の終局割合(H14,H21)



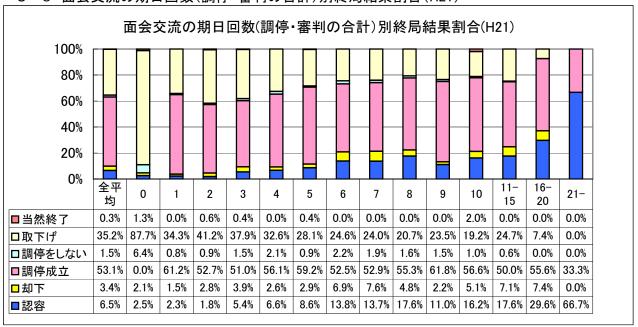
3-4 申立人父母別の面会交流及び養育費の平均審理期間(調停・審判を通した期間)



3-5 申立人父母別の面会交流及び養育費の平均期日回数(調停・審判の合計)

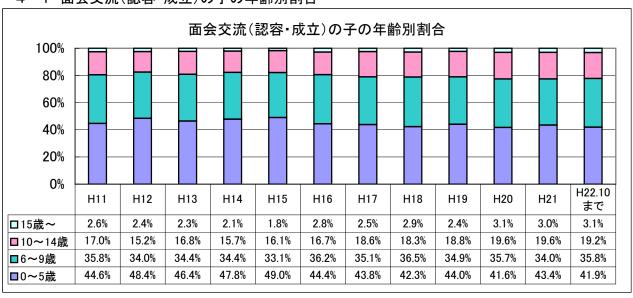


3-6 面会交流の期日回数(調停·審判の合計)別終局結果割合(H21)

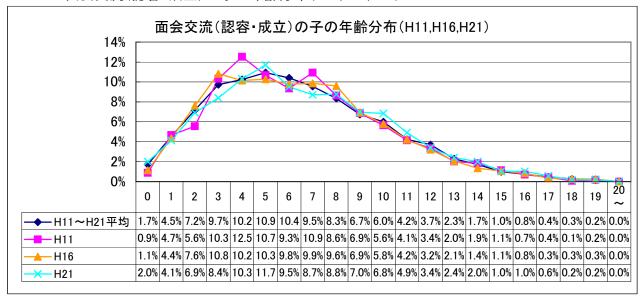


4 子の年齢について

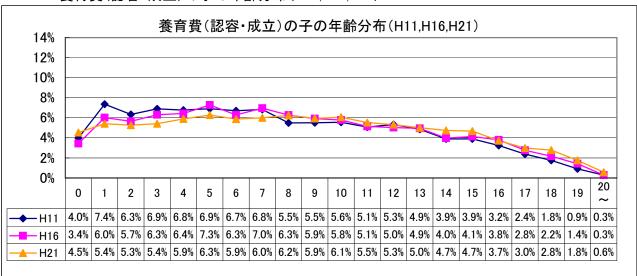
4-1 面会交流(認容・成立)の子の年齢別割合



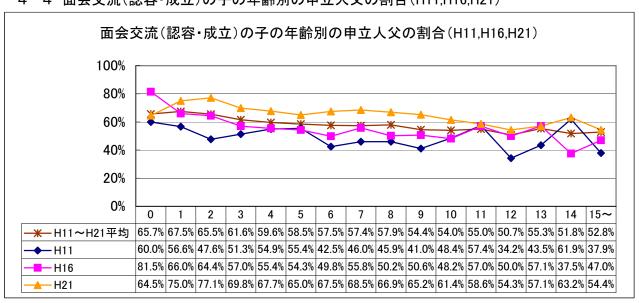
4-2 面会交流(認容・成立)の子の年齢分布(H11,H16,H21)



4-3 養育費(認容·成立)の子の年齢分布(H11,H16,H21)

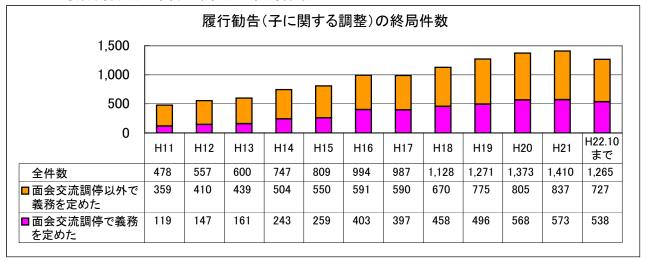


4-4 面会交流(認容・成立)の子の年齢別の申立人父の割合(H11,H16,H21)

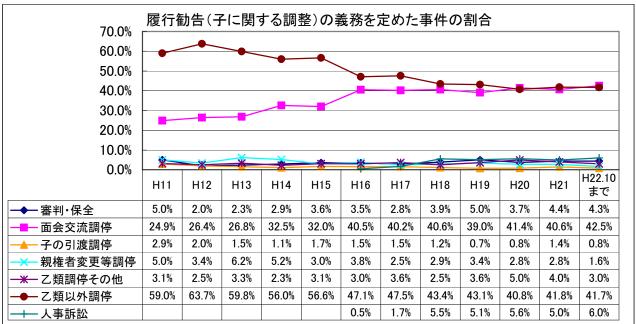


5 履行勧告について

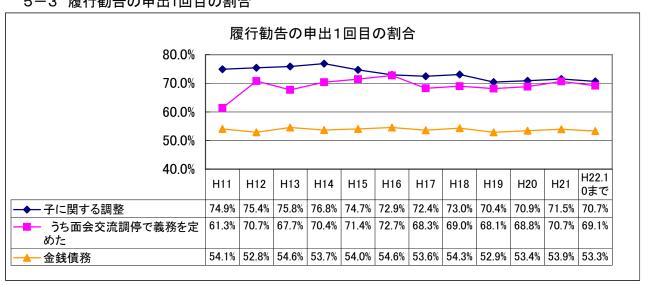
5-1 履行勧告(子に関する調整)の終局件数



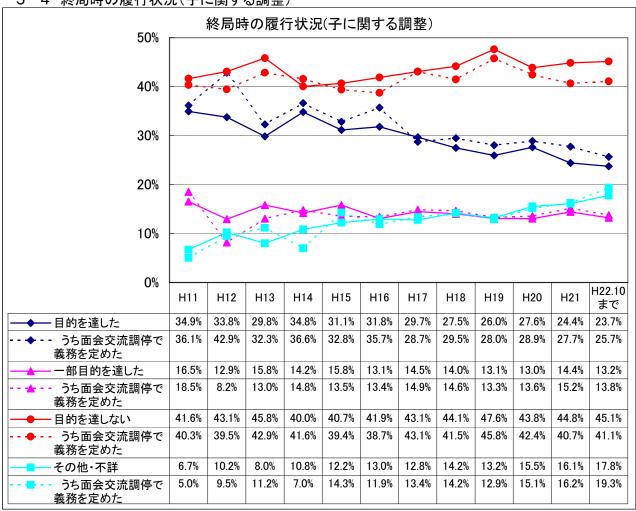
5-2 履行勧告(子に関する調整)の義務を定めた事件の割合



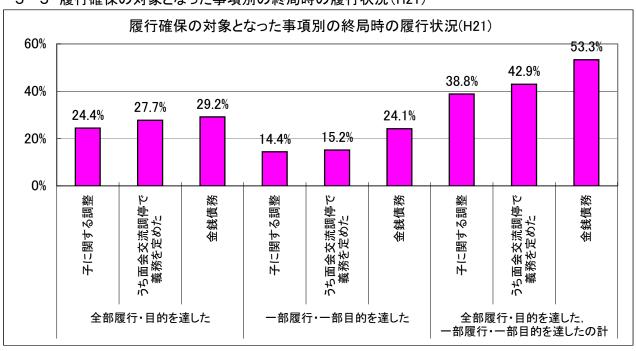
5-3 履行勧告の申出1回目の割合



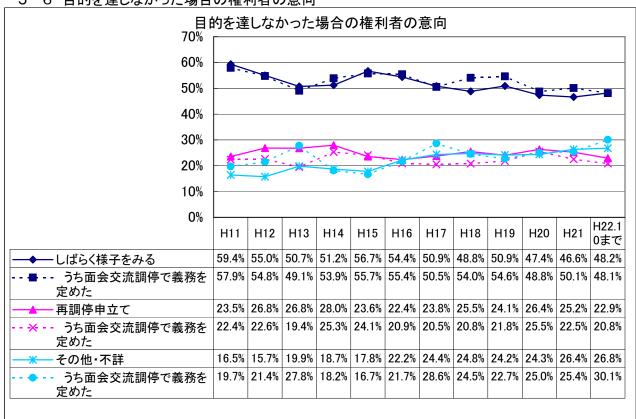
5-4 終局時の履行状況(子に関する調整)



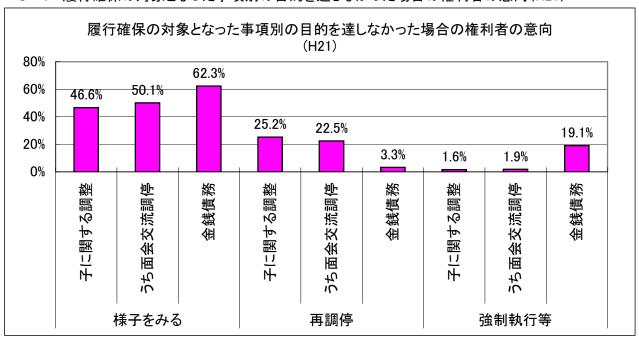
5-5 履行確保の対象となった事項別の終局時の履行状況(H21)



5-6 目的を達しなかった場合の権利者の意向



5-7 履行確保の対象となった事項別の目的を達しなかった場合の権利者の意向(H21)



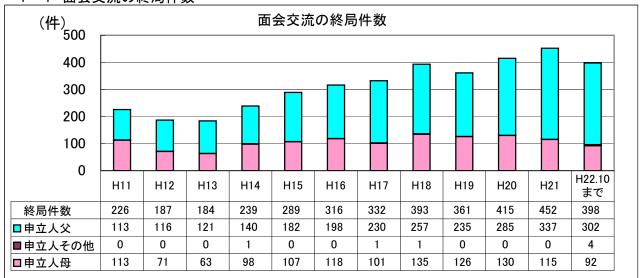
東京本庁(事件票による)

(統計上の留意点)

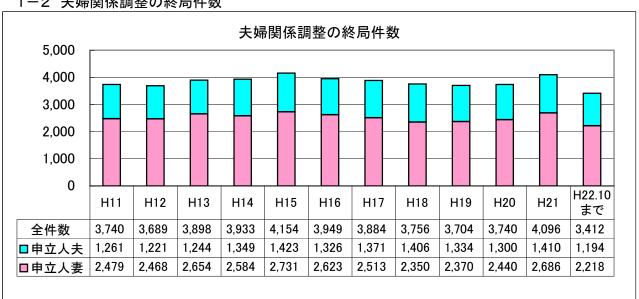
- * 司法統計年報においては、Ⅱ細別表に該当する。
- * 「婚姻関係事件票」、「子の監護事件票」、「履行勧告・履行命令事件票」から集計した。なお、「子の監護事件票」では、 審判、調停の両手続を経た場合は、これらを通じて1件としているため、年表から集計される審判、調停の新受事件数等と は異なる。
- * 「婚姻関係事件票」で申立の趣旨が離婚もしくは円満調整として抽出された事件を「夫婦関係調整」と記載した。
- * 平成22年1月以後の数値は速報値である。平成22年については10月までの数値であり、年間を通した数値でないことに留意する必要がある。

1 件数について

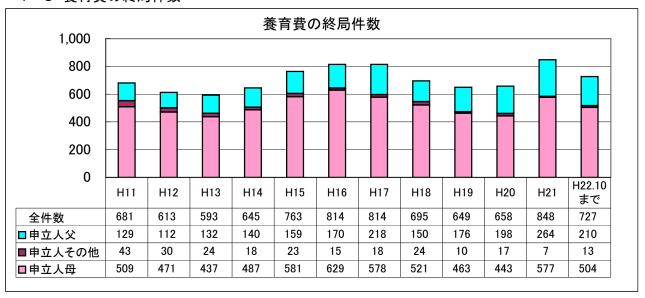
1-1 面会交流の終局件数



1-2 夫婦関係調整の終局件数

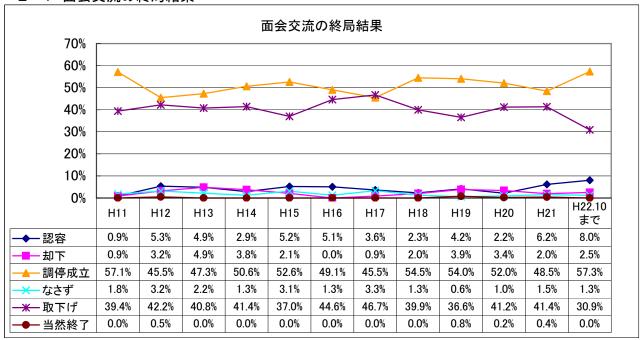


1-3 養育費の終局件数

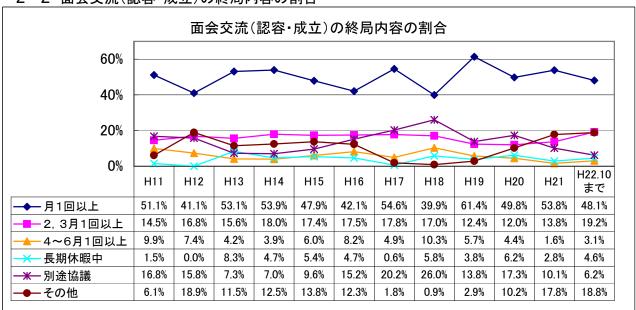


2 終局内容について

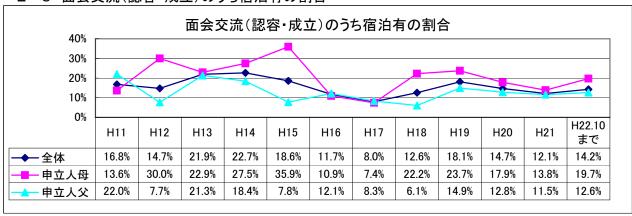
2-1 面会交流の終局結果



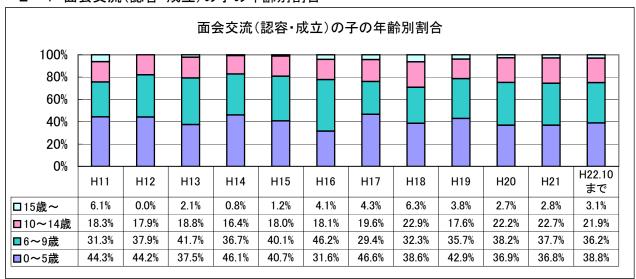
2-2 面会交流(認容・成立)の終局内容の割合



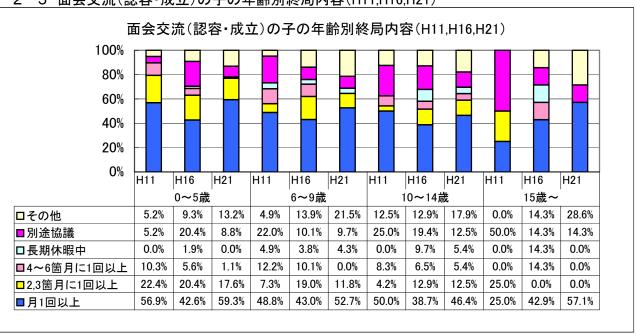
2-3 面会交流(認容・成立)のうち宿泊有の割合



2-4 面会交流(認容・成立)の子の年齢別割合

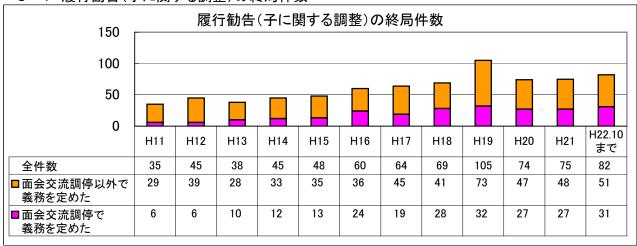


2-5 面会交流(認容·成立)の子の年齢別終局内容(H11,H16,H21)

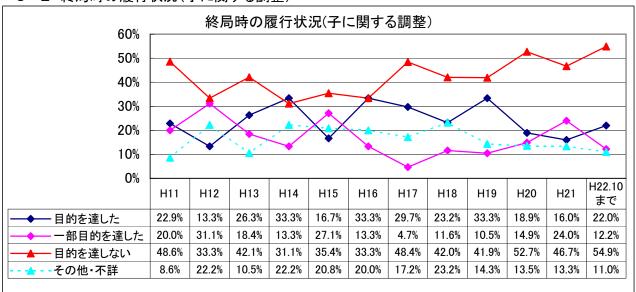


3 履行勧告について

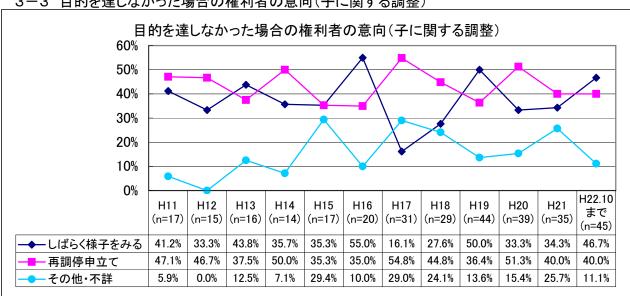
3-1 履行勧告(子に関する調整)の終局件数



3-2 終局時の履行状況(子に関する調整)



3-3 目的を達しなかった場合の権利者の意向(子に関する調整)



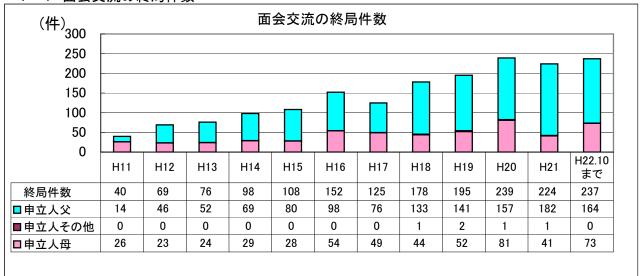
横 浜 本 庁(事件票による)

(統計上の留意点)

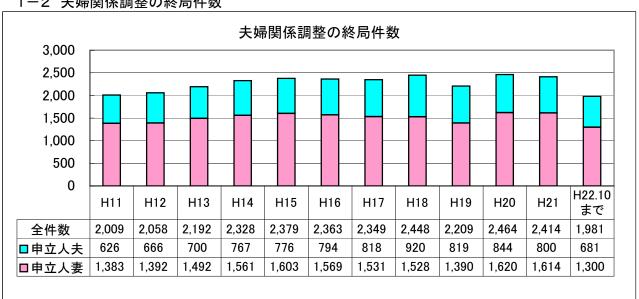
- * 司法統計年報においては、Ⅱ細別表に該当する。
- * 「婚姻関係事件票」、「子の監護事件票」、「履行勧告・履行命令事件票」から集計した。なお、「子の監護事件票」では、 審判、調停の両手続を経た場合は、これらを通じて1件としているため、年表から集計される審判、調停の新受事件数等と は異なる。
- * 「婚姻関係事件票」で申立の趣旨が離婚もしくは円満調整として抽出された事件を「夫婦関係調整」と記載した。
- * 平成22年1月以後の数値は速報値である。平成22年については10月までの数値であり、年間を通した数値でないことに留意する必要がある。

1 件数について

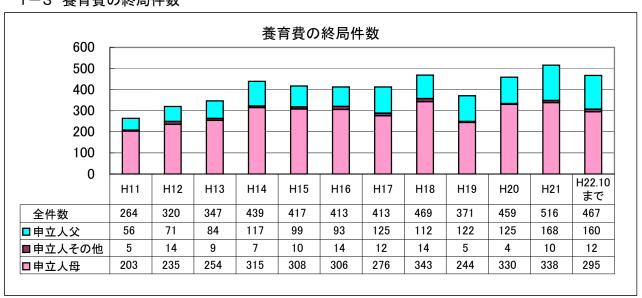
1-1 面会交流の終局件数



1-2 夫婦関係調整の終局件数

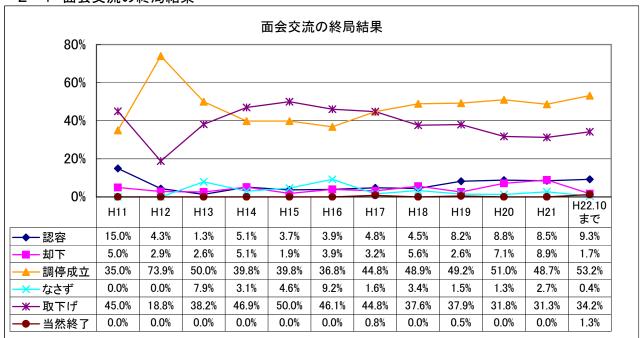


1-3 養育費の終局件数

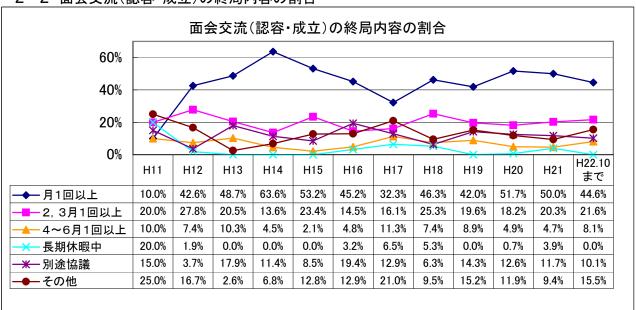


2 終局内容について

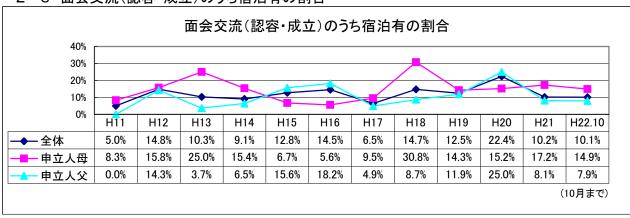
2-1 面会交流の終局結果



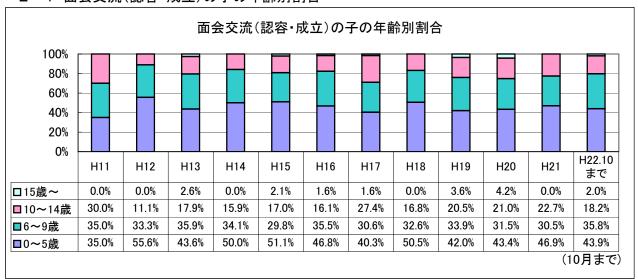
2-2 面会交流(認容・成立)の終局内容の割合



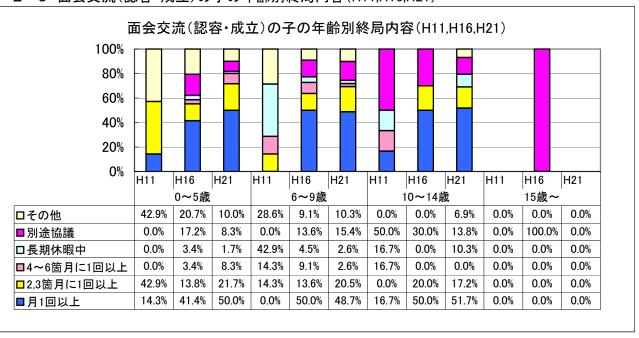
2-3 面会交流(認容・成立)のうち宿泊有の割合



2-4 面会交流(認容・成立)の子の年齢別割合

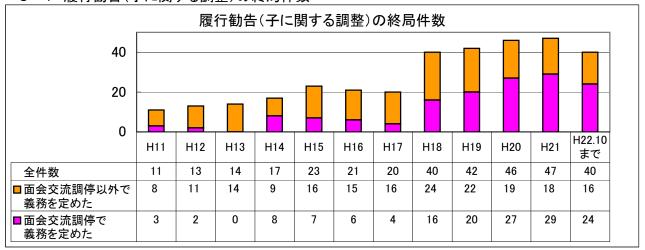


2-5 面会交流(認容·成立)の子の年齢別終局内容(H11,H16,H21)

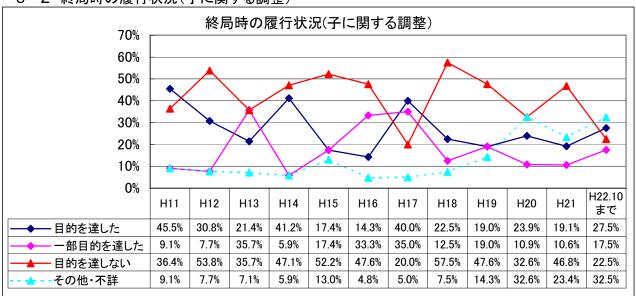


3 履行勧告について

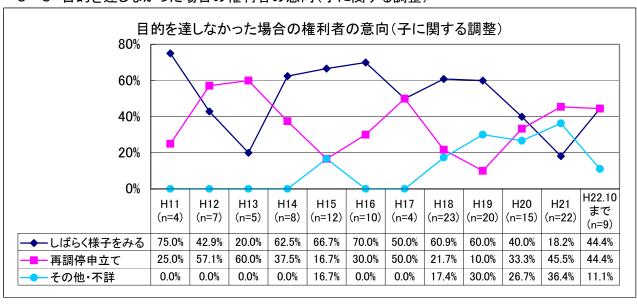
3-1 履行勧告(子に関する調整)の終局件数



3-2 終局時の履行状況(子に関する調整)



3-3 目的を達しなかった場合の権利者の意向(子に関する調整)



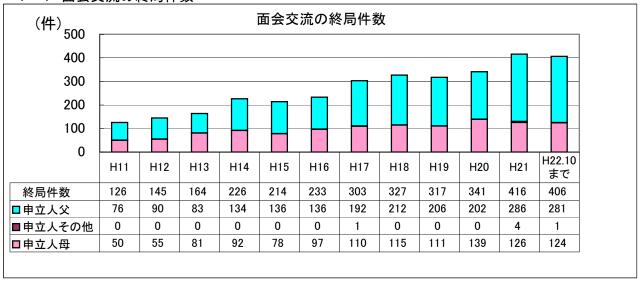
大阪本庁(事件票による)

(統計上の留意点)

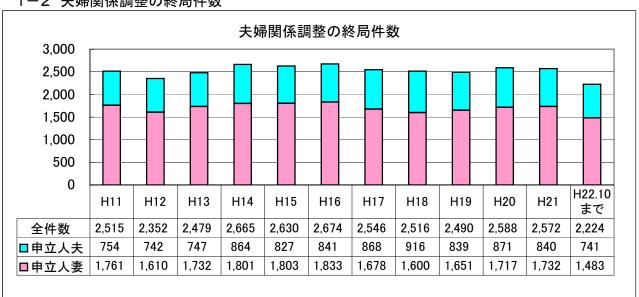
- * 司法統計年報においては、Ⅱ細別表に該当する。
- * 「婚姻関係事件票」、「子の監護事件票」、「履行勧告・履行命令事件票」から集計した。なお、「子の監護事件票」では、 審判、調停の両手続を経た場合は、これらを通じて1件としているため、年表から集計される審判、調停の新受事件数等と は異なる。
- * 「婚姻関係事件票」で申立の趣旨が離婚もしくは円満調整として抽出された事件を「夫婦関係調整」と記載した。
- * 平成22年1月以後の数値は速報値である。平成22年については10月までの数値であり、年間を通した数値でないこと に留意する必要がある。

1 件数について

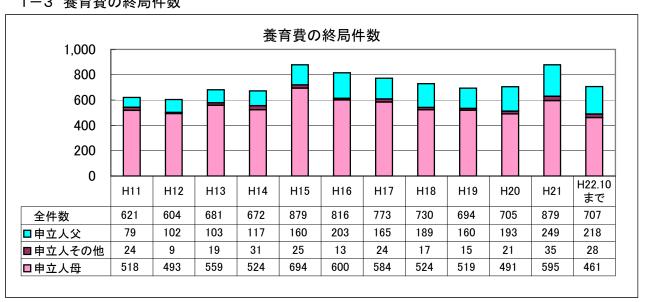
1-1 面会交流の終局件数



1-2 夫婦関係調整の終局件数

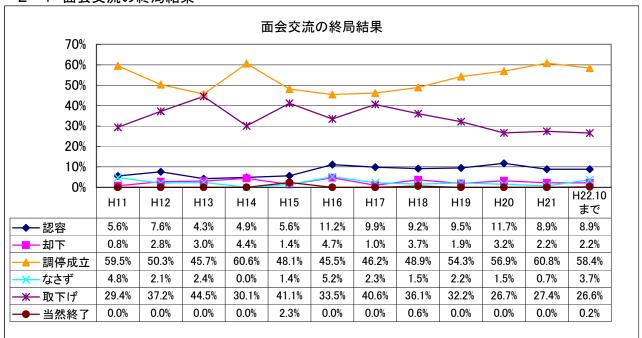


1-3 養育費の終局件数

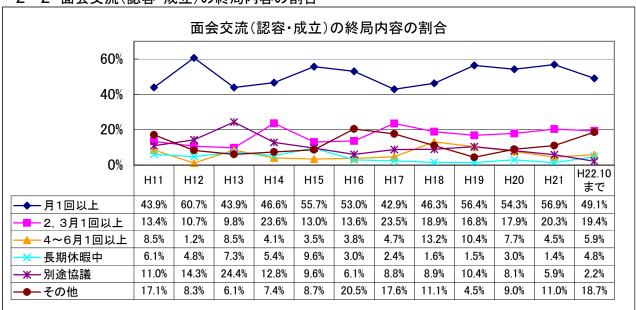


2 終局内容について

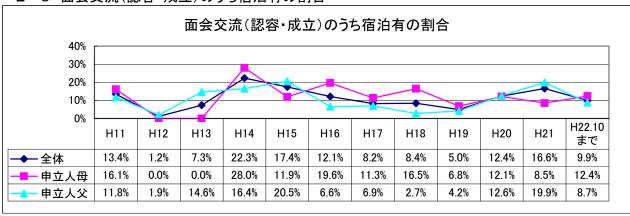
2-1 面会交流の終局結果



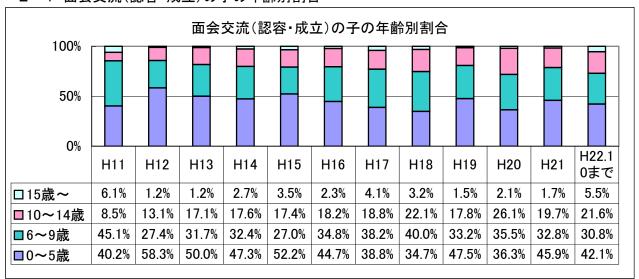
2-2 面会交流(認容・成立)の終局内容の割合



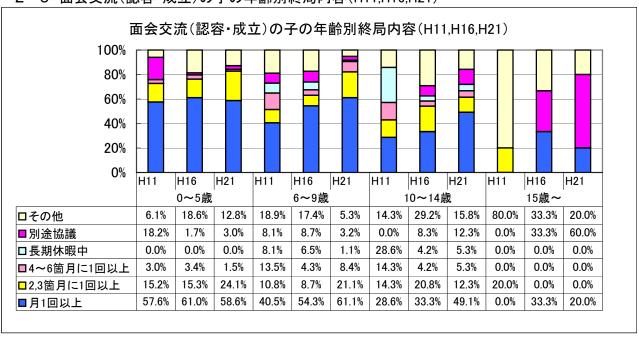
2-3 面会交流(認容・成立)のうち宿泊有の割合



2-4 面会交流(認容・成立)の子の年齢別割合

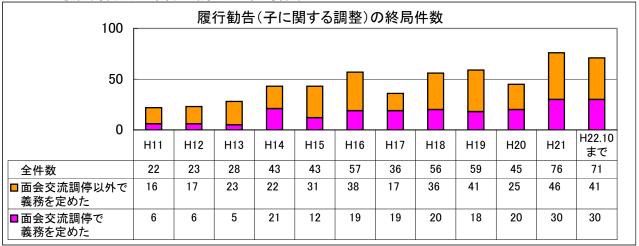


2-5 面会交流(認容·成立)の子の年齢別終局内容(H11,H16,H21)

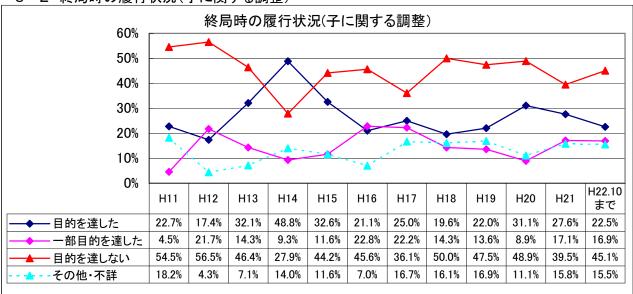


3 履行勧告について

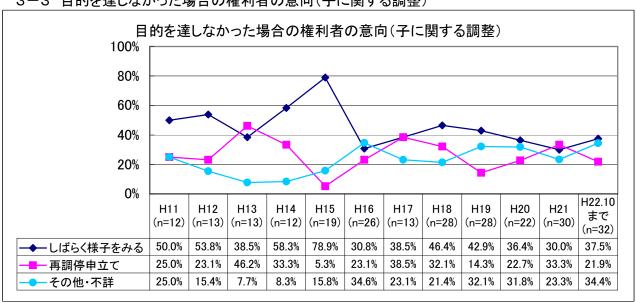
3-1 履行勧告(子に関する調整)の終局件数



3-2 終局時の履行状況(子に関する調整)



3-3 目的を達しなかった場合の権利者の意向(子に関する調整)



※ 面会交流のしおり

一実りある親子の交流を続けるために一

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが定期的、継続的に 交流を保つことを「面会交流」と言います。

面会交流がうまく行われていると、子どもは、 どちらの親からも愛されているという安心感を得 ることができるといわれています。

このしおりは、面会交流をスムーズに行うため のコツを分かりやすく説明したものです。









家庭裁判所

子どもと離れて暮らしている方へ

面会交流の日にちや時間、場所などは、 子どもの体調、生活のペース、スケジュールに 合わせましょう。

子どもの年齢、健康状態、学校、課外活動、習い事などのスケジュールを十分に考えて、子どもに無理のないような日にちや時間、場所、内容などを決め、子どもが喜んで会えるようにしましょう。

子どもと 会う **前**に

あらかじめ決めている面会交流の約束事は守りましょう。

事前に取り決めている面会交流の決めごとは守りましょう。

Train in

特に、面会交流を終える時間や、子どもを引き渡す場所などを相手に相談なく変えることは避けましょう。

また、急な事情により、約束を守れないときには、すぐに連絡しましょう。

子どもと 会う **とき**に

子どもがのびのびと過ごせるようにしましょう。

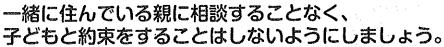
ー緒に暮らしている親の悪口を聞かされたり、親の様子をしつこく 聞かれると、子どもの気持ちは重くなってしまいます。

子どもが関心を持っていることや学校の行事、最近のうれしいニュースなど、子どもが生き生きと話せる話題を作り、あなたは聞き役に回りましょう。

高価な贈り物や行き過ぎたサービスはやめましょう。

高価なプレゼントなどで子どもの関心を引きつけることは、子どもの健全な成長の面からも好ましくありません。

モノやお金が本当に必要なときは、親同士で話し合いましょう。





ー緒に暮らしている親に相談することなく、「泊まりがけで旅行に行こう。」 などと子どもと約束をすると、子どもに後ろめたい思いをさせたり、子どもを 不安にさせたりします。また、親同士の新たな紛争の原因になることもあります。 大切なことは、親同士の話合いで決め、子どもに負担を感じさせないよう にしましょう。

子どもと一緒に暮らしている方へ

子どもの様子を相手に伝えるようにしましょう。

子どもの健康状態や学校の行事予定、努力していることやその成果などは、離れて暮らしている親にとっても関心が高いことですから、できるだけ伝えるようにしましょう。伝えることで、離れて暮らしている親が子どもにうまく対応でき、円滑な面会交流につながります。

ふだんの生活で

過去の夫婦の争いや相手の悪口を子どもに 言わないようにしましょう。

子どもが離れて暮らしている親について良いイメージを持つことができるように配慮しましょう。

子どもが「会いたくない。」と言うときは、 その理由をよく聞いてみましょう。

もし、子どもが面会交流に気が乗らなかったり、負担に感じたりしているようであれば、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう。

また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一方的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけですので、親同士で冷静に話し合いましょう。



子どもが 出かける 前に

子どもが面会交流に出かけるときは、 笑顔で送り出しましょう。

子どもは、親の気持ちや表情に敏感です。あなたのちょっとした言葉や表情、しぐさから、離れて暮らしている親と会うことを後ろめたく思ったり、悪いことのように思ったりしてしまいます。子どもには、面会交流をすることは良いことだと思っていることを伝えておくとよいでしょう。

子どもが帰ってきたら、 笑顔で温かく迎えてあげましょう。

子どもは、あなたに気をつかって、重たい気持ちで帰ってくるかも しれません。笑顔で温かく迎えましょう。

また、面会中のことはあまり細かく聞かないようにしましょう。子ども が離れて暮らしている親との時間を楽しく過ごしたことを認めてあげるこ とで、子どもは両方の親から愛情を注がれていると感じることができます。

子どもが 帰って きたら

151

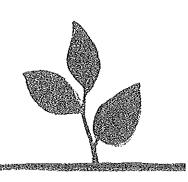
こは

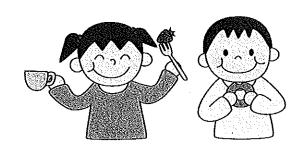
(®) o

:
:二
:
:二
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:
:<b

う。 建全

)。 う。」 うをす。





面会交流は、子どもの成長のために行うものです。

夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どものためにお互いが補い合い、協力し合いましょう。子どもにとっては、どちらも大事な親なのです。

初めのうちは面会交流が順調にいかないこともあるかもしれません。そのようなときにも、子どもの幸せを考えながら、目の前の出来事に一喜一憂せず、柔軟な態度でのぞんでいくことが大切です。

●面接交渉(面会交流)のしおり●

- 夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に住んでいない親と子どもが定期的、継続的に会って話をしたり、食事をしたり、遊んだりして交流することを「面接交渉 (面会交流)」と言います。
- 夫婦が別居や離婚をしても、子どもにとって、父母ともかけがえのない親であることには変わりはありません。面接交渉がうまく行われていると、子どもはどちらの親からも愛されていると感じて、両親の別居や離婚というつらい出来事から立ち直る力を得ることができます。

また子どもにとって、父と母はもっとも身近な男性・女性としてのモデルです。子 どもは双方の親からいいところ、わるいところを感じ取り、それを自分自身の物差し として取り込みながら一人の人間として成長していきます。別居や離婚によって、離 れて暮らす親の個性を学ぶ機会を失うことはとても残念なことです。

面接交渉は子どもの幸せのために行われるものです。

夫婦が離れて暮らすことになった後も、お互いが父・母として子どもの幸せのために協力できる関係になることが、子どもをもっとも幸せに近づけることなのです。



◎ このしおりは、子どもの幸せにつながる面接交渉を円滑に行い、長続きさせるための工夫や心構えをまとめたものです。

大阪家庭裁判所

お子さんと一緒に暮らしているお父さん・お母さんへ

1 お子さんの健康状態など、必要な情報を前もって相手に 伝えておきましょう

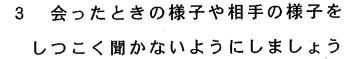
お子さんが無理なく面接交渉にのぞめることが大切です。

2 お子さんがでかけるときは,笑顔で送り出すか, さりげなく送り出しましょう

お子さんが帰ってきたら, 笑顔で迎えて あげましょう

お子さんはあなたの態度に敏感です。あなたが 面接交渉に消極的だと、お子さんは後ろめたさを 感じたり、気がねしたりすることがあります。

「楽しんでおいで」と後押しするくらいの態度を とり、帰ってきたときも「会えてよかったね」と 気持ちよく迎えてあげると安心するでしょう。



面接交渉の様子をあれこれ聞かれると, お子さんは気が重くなりますので,控えるようにしましょう。ただ,お子さんが自分から 話すときは,喜んで聞いてあげてください。

4 お子さんが沈んでいるときはそっと 見守りいつもどおりに接してください



面接交渉の前後にお子さんが一時的に落ち着かなくなったりすることがあります。 しかし、多くの場合は面接交渉自体に問題がなくても起こりうる自然な反応です。 お子さんが適切に養育されていれば、時間の経過とともに落ち着きを取り戻し、 面接交渉の回数を重ねることで混乱が収まっていくものです。

お子さんと離れて暮らしているお父さん・お母さんへ

1 面接交渉の日時や場所などは親の都合で決めるのではなく、お子さんの体調、生活のペース、スケジュールなどに合わせましょう

お子さんの成長にしたがって、お子さん自身のスケジュールも変わるものです。 柔軟に対応することが大切です。また、お子さんが疲れ切ってしまわないよう、 余裕をもって帰しましょう。

2 お子さんに会うときは、学校生活やお子さんが好きなことなど、楽しく話しやすい話題を取り上げるようにしましょう

一緒に暮らしている親のことをしつこく 聞かれたり、深刻な話を聞かされたりすると お子さんの気持ちは重くなってしまいます。

3 行き過ぎたプレゼントは控えましょう

久しぶりにお子さんに会うと, 喜ばせたい と思うものです。誕生日, クリスマスや入学 など特別な日でもないのに, 高価な贈り物を



したり、会うたびにプレゼントやおこづかいを渡したりするような姿勢は、お子さんの健全な成長を助ける親の立場として望ましくはありません。あなたと過ごす時間こそが大切です。

4 あなたとお子さんだけで約束したり、「そのうち一緒に暮らそう」など とお子さんに言ったりしないようにしましょう

相手に相談することなく約束することは、 お子さんの気持ちを混乱させたり、不安にさせ たりします。また相手との信頼関係をそこなう 原因にもなります。

「一緒に暮らそう」とか「そのうち迎えに行くから」といったお子さんを動揺させるような 誘いかけはやめましょう。



お父さん・お母さんのどちらにも気をつけていただきたいこと

1 約束したことがらを守りましょう

面接交渉の時間など、お互いに約束をおろそかにすると、不信感が生まれて信頼 関係を保つことが難しくなります。

やむを得ない事情で予定を変更しなければならなくなった場合は、すぐに相手に 連絡をとりましょう。

2 連絡はお子さんを介さずに親同士で行いましょう

連絡を任されることはお子さんにとって大きな負担です。親同士が責任を持って 連絡をとりあいましょう。

3 親同士の言い争いや相手の悪口を聞かせないようにしましょう

お子さんにとって、親の悪口を聞かされることはとてもつらいことです。過去の 夫婦の争いや相手の悪口につながるようなことは言わないように心がけましょう。

4 お子さんが面接交渉に消極的になるときは、相手のせいにせずお互い の面接交渉に対する態度をよく振り返ってみましょう

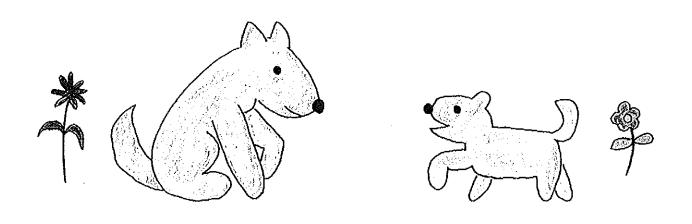
会っているときの態度や送り出すときの態度を振り返ってみる必要があります。 お子さんが成長するにしたがって自分なりの考え方がでてきたり、親の状況が変 化したりすると、お子さんが面接交渉に消極的になることがあるかもしれません。 お子さんが「会いたくない」と言うときは、まずは一緒に暮らす親御さんがその理 由をよく聞いてみましょう。

お子さんが言うことを盾にして面接交渉を一方的にやめてしまうことは、新たな 争いを生むだけです。それぞれの親に見せる態度だけをうのみにせず、親同士で冷 静に話し合いましょう。



がない。 面会交流 どうして大切なの?

~ 子どもたちのすこやかな成長をねがって~



夫婦が別居や離婚に至るまでには、さまざまないきさつや事情があったことでしょう。それを乗りこえ、新しい生活を築いていくことは、決してたやすいことではありません。同時に、子どもにとってもまた、両親の別居や離婚は、自分の足もとがゆらぐようなとてもショッキングなできごとです。

親としては、両親の別居や離婚による子どもの不安やとまどいをできるだけ軽くし、傷ついた 心をいやしてやりたいものです。そのために、父母が子どもにできる一つの方法が、離れて暮ら すことになった親と会えるようにすること、すなわち「面会交流」です。

とはいえ、子どもと一緒に暮らしている親の心境はとても複雑です。やっと手に入れた落ち着いた生活を乱したくないという気持ちになる場合もあるかもしれません。

では、なぜ、面会交流が子どものために大切なのでしょうか?どうして離れて暮らすことになった父や母に子どもを会わせる必要があるのでしょうか?

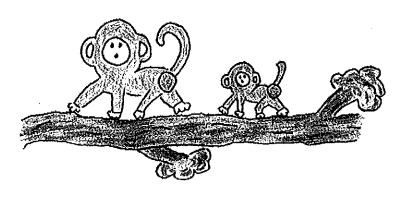
大阪家庭裁判所

安心感のために

ある日突然,一方の親がいなくなり,荷物もなくなり,話題にも出なくなると子どもの心に はぽっかりと大きな穴が空いてしまいます。また,子どもは大人が考えている以上にまわりに起 こったできごとを自分に結びつけて考えるものです。「自分が悪いことをしたので父母がこんな ことになってしまったのではないか?」,「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではない か?」と不安な気持ちになったり,自分をせめたりします。

面会交流は、子どもに、「あなたが悪いんじゃないよ。」、「離れて暮らしているけど、好きなんだよ。」という気持ちを伝える方法です。子どもは、面会交流を通して、離れて暮らす親からも愛されている、大事にされていると感じることで、安心感や自信を取り戻すことができます。

自分が愛される存在であるという安心感や自信は、子どもが生きていく上で大きな力となります。その力は、父母の別居や離婚というつらい現実を受け入れていく支えになるとともに、まわりの人を思いやる豊かな心を育てる原動力にもなります。

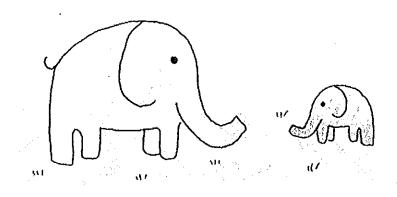


親を知ること

人は誰でも実の親に対するたちがたい思いを持っています。たとえ、その親がどんな親であったとしても、実の親がどんな人か分からないと、自分の足もとがしっかりと固まらないような不安定さが残ります。子どもにとって、自分のルーツ(根っこ)である「実の親を知る」ことは大きな意味があります。

父と母は子どもが生まれて最初に出会う人であり、男性や女性としての一番身近なモデルとなります。父も母もそれぞれ、よいところも悪いところも持っています。そして子どもは、父母

それぞれからよいところも悪いところも受けついでいます。子どもはそれらを感じ取り、自分自身の物差しとして取り込みながら、一人の人間として成長していきます。別居や離婚によって、離れて暮らす親の影響をまったく受けることがなくなってしまうと、子どもはそれぞれの親の個性を学ぶ機会を失ってしまいます。面会交流は、男性女性としての生き方や異性との関係や結婚など、子どものよりよい将来にも大きな役割を果たすことになります。



子どもの目線に立って

別居や離婚をした夫婦としては、お互いに「あんな父親」「こんな母親」と思うことがあるかも知れません。しかし子どもから見ると、離れて暮らす親のよい面が見える場合もあります。

そして何より、子どもにとって父母はいずれも親であり、切っても切れない存在です。それだけに、子どもは親に対してよい人であってほしいとの素朴な願いを持っています。だからこそ、離れて暮らす親に対して子どもが今はよい思いを持つことができなかったとしても、この先少しでもよい印象を持って生きていくことができるように、子どもが離れて暮らす親の好ましい一面にふれる機会を作ってあげることが大切です。

とはいえ現実に「会いたくない。」と言う子どもを前にして、「会いなさい。」とは言いにくい ものです。どうして子どもはそんなことを言うのでしょう。父母の争いを前にした子どもの気持 ちは複雑です。一緒に暮らす親に気づかうこともあれば、父母の争いを見たくないということも あるでしょう。また、幼い子どもの場合は、気持ちをうまく伝えられなかったり、状況によって 気持ちが左右されたりします。まず、子どもの目線に立って、「会いたくない。」という言葉の意 味を考えてみてはいかがでしょうか。

よりよい解決に向けて

子どもの福祉を害する特別の事情(子どもに対する虐待など)がない限り,面会交流は行われるべきものであり,家庭裁判所も同様の考えに立っています。父母が別居や離婚をしても,子どもにとっては双方ともかけがえのない親であり,面会交流を適切に行うことが,子どものすこやかな成長や幸せにつながると考えているからです。

もちろん,子どもにとって望ましい面会交流を円滑に行っていくためには,父母双方の理解と協力が欠かせません。「夫婦」としての葛藤を乗り越え,互いに子どもの「父母」として尊重しあい,協力関係を築いていくことが大切です。

「だれのために、何のために面会交流を行うのか?」 もう一度、子どもの視点に立って考えてみてください。 家庭裁判所も、よりよい解決に向け、力をつくしたいと考えています。

